

平成 27 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村 剛 史 (コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社子会社における社内調査委員会からの調査報告書(最終報告書)の受領に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社京王ズホールディングス(マザーズ コード番号:3731)は、同社が外部機関から指摘されている会計処理に関する疑義について、同社が設置した社内調査委員会から、本日付で「調査報告書(最終報告書)」を受領し、その内容および同社の今後の対応等につきまして公表いたしましたので、お知らせいたします。

なお、同社は、受領した調査報告書の内容を踏まえ、過年度有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の提出ならびに訂正後の過年度決算短信等の開示を行う予定ですが、当社連結業績に与える影響につきましては、軽微であると見込んでおります。

(添付)

株式会社京王ズホールディングスの開示資料

以上

平成27年1月13日

各位

会社名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長野 成晃
(コード：3731 東証マザーズ)
問い合わせ先 人事法務部 法務広報課
(TEL：022-722-0333)

社内調査委員会からの調査報告書（最終報告書）の受領に関するお知らせ

当社は、平成26年12月19日付「社内調査委員会への委嘱および委員の決定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、法律および会計の専門家によって構成される社内調査委員会を設置したうえで、外部機関からの指摘を受けている会計処理に関する疑義（以下「本件疑義」といいます。）の調査分析を行うとともに、本件疑義に関する事実関係の正確な把握およびこれに基づく数値面での訂正の必要性について判断し、かつ、再発防止策、関係者の処分および今後の経営体制等に関する提言を行うことを社内調査委員会に委嘱し、調査および提言内容の取り纏め等を進めておりました。

そして、当社は、本日、社内調査委員会から「調査報告書（最終報告書）」（以下「本最終報告書」といいます。）を受領いたしましたので、その内容および当社の今後の対応等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本最終報告書の内容

本最終報告書の内容は、添付資料「調査報告書（最終報告書）」をご参照ください。

なお、本最終報告書の公表にあたりましては、同書に記載されている個人等に対する社会的評価や私生活へ与える影響等に鑑み、個人名等の一部は匿名とさせていただきます。

2. 当社の連結業績および個別業績に与える影響

平成27年1月9日付「社内調査委員会による中間報告書の受領および要約版の公表について」においてお知らせいたしましたとおり、社内調査委員会から当社の会計処理のうち訂正を要する事項についての判断およびその額が示されております。

この内容を踏まえた上で、平成27年1月15日、過年度有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の提出ならびに訂正後の過年度決算短信等の開示とともに、この訂正が当社の連結業績および個別業績に与える影響を適時開示にてお知らせいたします。

3. 社内調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針等

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、再発防止のための提言に沿って諸策を策定し、実行して参ります。具体的な再発防止策につきましては、社内で検討・決定したのち、速やかに開示いたします。

今般、不適切な会計処理を未然に防止できず、株主様、投資家様及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループの全役員および従業員が一丸となって信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調 査 報 告 書
(最 終 報 告 書)

平成 27 年 1 月 13 日

株式会社京王ズホールディングス調査委員会

株式会社京王ズホールディングス 取締役会 御中

平成 27 年 1 月 13 日

当調査委員会は、株式会社京王ズホールディングス（以下「当社」という。）取締役会からの委託に基づき、平成 26 年 12 月 19 に設置されて以来、不適切な会計処理の実態、その直接の原因、さらには責任の所在等について、調査及び検討を行い、併せて再発防止策も検討してきた。本書は、これらの調査・検討の結果を踏まえて、当社における不適切な会計処理が本来なされるべきであった会計処理の数値に及ぼす影響を示すとともに、上記原因、責任を明らかにし、さらには再発防止策等、今後当社においてなすべきことを当社取締役会に提言することを目的としている。

当社において、本書の上記目的・趣旨を踏まえて、適切な対応を採られることを期待する。

株式会社京王ズホールディングス 調査委員会

調査委員長 弁護士 檜 山 公 夫 ㊞
(社外監査役)

調査委員 弁護士 内 田 正 之 ㊞
(社外監査役)

調査委員 公認会計士 松 山 昌 司 ㊞

調査委員 公認会計士 辻 高 史 ㊞

本調査報告書は、上記の目的に則して使用されるものとし、弁護士、公認会計士等法律上の守秘義務を負っている者、金融庁、裁判所等の公的機関、証券取引所等の監督機関に申立、報告、届出、提出、申請等する場合及びその他正当な理由がある場合を除き、第三者に対して開示しないものとし、開示する場合であっても、いかなる相手に開示するかに応じて、適宜固有名詞を伏字にするなどの配慮をするものとする。

目 次

第一部 調査の概要

- 1 調査委員会設置に至る経緯・調査目的
- 2 調査委員会の組織
- 3 調査委員会の構成
- 4 調査期間
- 5 調査対象期間
- 6 調査項目
- 7 調査方法

第二部 当委員会が認定した本件不正行為等に関する事実経過と当委員会の判断

- 1 当社グループ＝京王ズグループの概要、役員の変動、を巡る動きなど
- 2 本件不正行為等に共通する背景事実
- 3 本件不正行為等に関する事実各論
 - (1) 費用として計上されているものについて、その会計処理の妥当性について
 - (2) 前不正行為等の発覚を受けた平成 23 年 10 月 24 日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社の A 元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について
 - (3) 平成 26 年 4 月初旬に B 元社長から株式会社光通信（以下「光通信」という。）へ提案したと考えられる今後の体制についてのメモに、A 元社長、C 元取締役及び D 元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社の A 元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

第三部 原因

- 1 総論
- 2 A 元社長の個人的資質と資金需要等
- 3 監督・内部監査機能について

第四部 責任

- 1 A 元社長の責任
- 2 B 元社長の責任
- 3 E 前社長・F 前取締役の責任
- 4 D 元監査役の責任
- 5 C 元取締役の責任

- 6 G副統轄の責任
- 7 その他の本件の調査対象期間に在任していた取締役・退任監査役の責任
- 8 監査法人の責任

第五部 再発防止策

- 1 原因の除去
- 2 提言

第一部 調査の概要

1 調査委員会設置に至る経緯・調査目的

株式会社東京証券取引所マザーズ市場の上場会社である当社は、主に平成18年10月期から平成23年4月第2四半期において、A元社長に対する簿外の支出など、不正な資金の社外流出（以下「前不正行為等」という。）が明らかになり、第三者調査委員会により、前不正行為等の内容、その原因、責任や再発防止策についての指摘がなされた（平成23年11月14日付第三者調査委員会調査報告書）。これらを受けて、平成24年1月30日開催の定時株主総会をもって、A元社長ら上記前不正行為等に関与した当時の役員は退任したが、当社は特設注意市場銘柄に指定され、新役員体制の下、経営改善に取り組んできたはずであった。

しかしながら、今般、A元社長がまだ代表取締役にとどまっていた平成23年10月第4四半期、平成24年1月第1四半期、さらにはA元社長が役員を退任した平成24年4月第2四半期以降平成26年4月第2四半期といった過年度においても、A元社長に対する利益供与等、不正な支出（以下「本件不正行為等」という。）があったことが発覚したことから、発生した事実の正確な把握、原因・責任究明、再発防止策の提言を行うことを目的として、平成26年12月19日、当社取締役会決議を経て、当社調査委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

2 調査委員会の組織

当委員会は、当社取締役会の機関決定を受けてその委託のもとに、独立して活動を行う組織として設置されたものである。

3 調査委員会の構成

当委員会は、以下の4名の委員により構成された。

委員長	檜山公夫（弁護士、当社社外監査役）
委員	内田正之（弁護士、当社社外監査役）
委員	松山昌司（公認会計士）
委員	辻高史（公認会計士）

4 調査期間

平成26年12月23日（火）から平成27年1月10日（土）までである。

5 調査対象期間

平成23年10月第4四半期から平成26年10月第4四半期までである。

6 調査項目

(1) 費用として計上している以下①～⑧について、その会計処理の妥当性について

- ① B元社長の求めに応じて、金銭を貸与するということで、E前社長及びF前取締役が新規に開設した自己名義の役員報酬振込口座（以下「役員報酬振込口座」という。）の通帳等をB元社長に預け（B元社長はD元監査役にさらに渡して）、約1年間、両人は報酬の1/3程度を手にしていないものの、両人が手にしていない残り2/3の報酬にかかる会計処理の妥当性について
- ② A元社長の求めに応じて、B元社長が新規に開設した自己名義の役員報酬振込口座の通帳等をD元監査役に預け、約2年間、同人は報酬の一部を手にしていないものの、同人が手にしていない大部分の報酬にかかる会計処理の妥当性について
- ③ 平成23年10月27日にC元取締役及びG副統轄に対する福利厚生貸付を偽装して、A元社長に不正に流出した資金にかかる会計処理の妥当性について
- ④ E前社長、F前取締役の役員就任前にE前社長、F前取締役、G副統轄に対する賞与名目で計上されている、A元社長に流出した合計約1,000万円にかかる会計処理の妥当性について
- ⑤ D元監査役が他者の氏名を利用して小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について
- ⑥ A元社長が使用したと推測される経費等につき、B元社長名義で小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について
- ⑦ C元取締役につき、当社から課徴金相当額の損害賠償金を請求している訴訟においてA元社長及びC元取締役の代理人弁護士に対する中間報酬支払のために必要な額を、C元取締役の賞与に上乗せして支給したことにかかる会計処理の妥当性について
- ⑧ C元取締役が上記⑦の代理人弁護士へ打合せに行く交通費を、当社取引先との商談等のための交通費の稟議書を偽装して捻出している費用にかかる会計処理の妥当性について

(2) 前不正行為等の発覚を受けた平成23年10月24日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社のA元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について

(3) 平成26年4月初旬にB元社長から株式会社光通信へ提案したと考えられる今後の体制についてのメモに、A元社長、C元取締役及びD元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社のA元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

7 調査方法

当委員会は、上記の目的を果たすため、本件不正行為等に関する社内書類、証憑、銀行預金口座等の精査を行うとともに、当委員会が必要と判断した当社役職員等（元役員・職員を含む。）合計10名から延べ14回にわたって事情聴取を行った（B元社長3回、E前社長1回、G副統轄3回、F前取締役1回、C元取締役1回、H氏1回、I氏1回、J氏1回、K氏1回、L氏1回）。また、当社の会計監査を担当している監査法人Mからも適宜事情を聴取した。ちなみに、A元社長及びD元監査役については、当委員会から事情聴取したい旨の申出をしたものの、調査期間内における同人らからの協力は得られなかった。

また、調査にあたっては、当社常勤監査役の新里慎治の補助を随時受けた。

なお、もとより当委員会には強制的な調査権限はなく、さらには平成27年1月15日提出の第22期の平成26年10月第4四半期報告書に対し、当委員会の調査結果を踏まえた過年度決算の訂正を施し、反映させ、監査法人Mの監査を受ける必要があるとの切迫した、しかも年末年始の、きわめて限定的な時間のなかで調査を実施したものであるため、調査の内容については一定の限界があることを申し添える。

第二部 当委員会が認定した本件不正行為等に関する事実経過と当委員会の判断

1 当社グループ＝京王ズグループの概要、役員の異動、経営権を巡る動きなど

(1) 当社と連結会社等

当社は昭和62年6月に設立された株式会社であり、平成16年1月に東証マザーズ市場に上場した。資本金は11億9,908万円で、現時点においては、第1に移動体通信事業を営む株式会社京王ズコミュニケーション（以下「京王ズコミュニケーション」という。資本金2億9,999万7,500円で当社の持株比率100%）、第2にテレマーケティング事業を営む①株式会社ノーブルコミュニケーション（以下「NC」という。資本金9,000万円で当社の持株比率60%）、②株式会社IJT（以下「IJT」という。資本金6,000万円で、当社の持株比率100%であったが、平成26年10月31日にNCへ全株式を譲渡し、現在はNCの100%子会社となっている。）、③株式会社ハーツライフサポート（以下「ハーツライフサポート」という。資本金1,000万円で当社の持株比率100%であったが、平成26年10月31日にNCへ全株式を譲渡し、現在はNCの100%子会社となっている。）、第3に医療介護事業を営む株式会社京王ズライフクオリティ（以下「ライフクオリティ」という。資本金1,000万円で当社の持株比率100%）の、いわゆる持株会社である。なお、平成22年10月31日付で、かつて子会社であった株式会社遠雷を吸収合併して以降は、小規模ながら不動産事業を行う事業持株会社となっている。

他に、株式会社京王ズSeed（以下「Seed」という。資本金 1,000 万円。モバイル・PC向けソーシャルアプリ事業を営んでいた。）と株式会社京王ズFORCITE（以下「FORCITE」という。資本金 1,000 万円。通信回線サービス契約受付事業を営んでいた。）が当社の持株比率 100%子会社として存在するが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を契機として活動を休止しており、現在、活動の実態はない。

これらの連結子会社に加えて、当社と当初は資本関係がなかったものの、当社が平成 22 年 10 月期から実質支配しているため連結子会社としていた株式会社レジャー・ワン（以下「レジャー・ワン」という。資本金 100 万円）があり、平成 26 年 1 月、レジャー・ワンの 100%親会社だったN社から株式を全部取得して、名実ともに当社の連結子会社となった。

以上、持株会社である当社と、京王ズコミュニケーション、NC、IJT、ハーツライフサポート、ライフクオリティ、Seed、FORCITE、そしてレジャー・ワンから京王ズグループは成っている。

（2）A元社長の支配会社

次に当委員会の調査に関連する範囲で、A元社長が株式を保有して支配する会社について言及する。

① N社

資本金 1,000 万円でA元社長の持株比率が 100%の株式会社である。A元社長の個人資産を管理する目的で設立されたという。なお、N社は、前記レジャー・ワンの株式を 100%保有していたが、平成 26 年 1 月、レジャー・ワンの株式は、その全部が当社に移転した。

② O社

資本金 1,000 万円でA元社長の持株比率が 100%の株式会社である。平成 23 年 4 月、当社のA元社長に対する 1 億 1,000 万円の簿外貸付を解消する目的で設立されたという。

③ P社

A元社長が持分比率 90%強を保有する有限会社であり、平成 17 年 7 月、岩手県における農場の経営等を目的として設立されたという。

（3）平成 23 年 10 月以降の当社の役員の変動や経営権を巡る動きについて

ア 平成 23 年 10 月当時は、第三者調査委員会により前不正行為等について調査の大詰めを迎えていた時期であるが、その調査結果を経て、平成 24 年 1 月 30 日開催の定時株主総会の終結の時をもって、それまで役員に就任していたA元社長、C元取締役、D元監査役らが退任し、B元社長らが取締役に選任され就任し、B元社長は上記定時株主総会直後に開催された取締役会で代表取締役に選定され就任した。また、社外取締役や社外監査役も新たに選任され就任した。

イ 平成 25 年 1 月 12 日開催の定時株主総会では、B元社長が取締役として再任され

るとともに（直後の取締役会で代表取締役社長に再任）、E前社長やF前取締役が取締役に選任され就任した。

ウ 平成26年1月24日開催の定時株主総会でも前年度同様、B元社長、E前社長、F前取締役らが取締役として選任され就任した（直後の取締役会でB元社長は代表取締役社長に再任）。

エ 経営権を巡る動きについて

a A元社長ら前不正行為等に重大な責任のあった役員らは、既に述べたように、平成24年1月30日開催の定時株主総会以降は当社役員ではなくなっていたが、A元社長はそれ以後も当社本社に出勤し続け、同年8月までは在職時の役員報酬額と同額の金員を受け取っていた（なお、後にその一部を貸付金として返還する契約を締結しているが、その返済額は月額5万円であり、今なお残高がある。）。また、同様に役員を退任したD元監査役も雇用関係があいまいなまま当社の総務等の業務に従事し続け、C元取締役も当社の子会社に所属して出勤し続けていた。

当時の監査役会は繰り返し、上記前不正行為等について重大な責任のあるA元社長らを当社から排除するよう求めていたが、B元社長は、引継等の必要があるなどとして、監査役の指摘事項に沿った是正措置を先送りになっていた。

b 平成25年1月12日の定時株主総会から新たに社内取締役となったE前社長及びF前取締役は、役員就任当初は前不正行為等の詳細は知らず、第三者調査委員会の調査報告書も読んでいなかったが、役員として従事していくなかで、上場維持のためには、A元社長の実質支配を脱して、いわゆるホワイトナイトに株式を保有してもらうしかないと考えようになり、それをB元社長にも伝え、B元社長も、それに同調するようになった。

具体的には、E前社長は、上場維持に向けたコンサルタント会社との契約締結に向けて交渉を行い、F前取締役とともに、B元社長を通じて、A元社長の出勤をやめるよう働きかけ（最終的にA元社長は同年12月を最後として出勤しないようになった）、当社株式の第三者割当候補として、Q社と水面下で交渉した。

c 上記水面下の交渉の結果、平成26年2月28日、Q社への当社株式の第三者割当により当社がQ社の子会社になる予定であることが発表されると、大株主である光通信並びにA元社長及びN社が、それぞれ上記第三者割当にかかる株式の発行の差止を求める仮処分を申請した。また、Q社は同年3月10日、上記第三者割当株式の払込を期限には行わない旨、公表した。

d 上記差止仮処分申請事件の審尋手続が進行する傍ら、A元社長及びその支配会社であるN社が保有する当社の株式を光通信に売却する交渉が、A元社長と光通信との間で行われ、その交渉は、上記仮処分申請が却下された平成26年3月26日と同日に成立した。同日、光通信は上記却下決定に即時抗告するとともに、A元社長及びN社が保有する当社株式について譲り受けることの合意が成立したと

与の支給を受けており、新体制下のB元社長を含む一部取締役や職員からは「会長」と呼ばれ、当社の経営に関して、B元社長ら役職員の一部に有形無形の影響力を行使していた。

また、D元監査役も役員退任後、平成26年8月下旬まで当社本社に出勤し続け、総務・経理等の事務に携わっており、C元取締役も役員退任後、平成26年6月13日まで、当社連結子会社であるI J Tなどの従業員として、当社本社社屋及びコールセンターに出勤していた。こうした前不正行為等に関与した旧役員の出社・関与、旧役員への給与支払等については、とりわけ監査役会からは是正を強く求める意見書が繰り返し取締役会へ提出されるなどしていたが、上記のとおり、なかなか是正が進まなかった。

(2) また、A元社長は、前不正行為等により、前記平成23年10月24日付け「債務の弁済に関する合意書」上、当社及び当社グループ会社に対して、同人個人としては約4億9,000万円の債務を、また当社に対して、同人の個人会社の連帯保証人としては約1億5,000万円の保証債務をそれぞれ負担し、同人には、当時保有していた当社の株式が既に第三者へ担保に供されており他にめぼしい資産がないと判断されたことから、同人が100%株主であるN社が保有する当社の株式に登録質を設定し担保提供することになっていたが（後に上記担保提供されることになっていた株式が平成24年11月以降、証券会社に担保提供されていたり、その一部が平成25年8月以降に売却されていることがわかった。）、この担保設定手続がなされない状況が続いていたほか、キャッシュフローベースでも、関係者からの聴取結果及び社内に残されていた書類等からは、同人自身の資金繰りによる必要額は次に述べるように、固定的な支出だけで、年間約6,000万円に上っていた。

① U社に対し、3月及び9月（いわゆる特殊月）を除いた月に元利金で毎月約100万円、3月及び9月には約1,000万円

② V社に対し、毎月元利金で約160万円

③ 当社に対し、「債務の弁済に関する合意書」に基づく支払いとして月額30万円（ただし、役員退任後平成24年8月までに支給を受けた給与のうち、支給が相当でないと考えられた金356万1,831円が貸付債務として加わり、この返済が平成24年10月から毎月5万円加わったので、当社に対する支払額は合計毎月35万円となった。なお、この追加貸付債務については、さらに平成24年8月から平成25年1月までの間に同人に関連して当社が支出した費用である金111万4,964円についても、後にその残高に加算されている。）

④ 生活費として毎月130万円（この数字は、D元監査役を通じてB元社長やG副統轄ら上記①～③の資金需要を知っていたメンバーで共有されていた額である。）

他にも、A元社長は、前不正行為等に起因して当社に課徴金が課されたことを理由に当社から課徴金相当額の請求訴訟事件を提起されたことの対応や、当社がN社に

対して行った振替株式の処分禁止の仮処分への対応、さらに自ら提起したQ社への当社株式の第三者割当差止の仮処分事件対応や光通信に対する株式の売却への対応など、いずれも代理人弁護士を選任しており、これらの対応に要した弁護士費用等、上記①～④の固定支出以外にも、相応の資金需要のあったことが認められる。

- (3) 上記のとおり、A元社長は役員退任後も新体制下のB元社長ら取締役等に対して有形無形の影響力を行使し続けており、そうした状況下で、上記(2)に記載したA元社長の資金需要等(以下「**A元社長の資金需要等**」という。)に応ずるために、当社において、次の「3 本件不正行為等に関する事実各論」で述べるような、A元社長への利益供与等、本件不正行為等による不正支出がなされたものと判断される。

3 本件不正行為等に関する事実各論

- (1) 費用として計上されているものについて、その会計処理の妥当性について

- ① **B元社長**の求めに応じて、金銭を貸与するということで、**E前社長**及び**F前取締役**が新規に開設した役員報酬振込口座の通帳等をB元社長に預け(B元社長は**D元監査役**にさらに渡して)、約1年間、両人は報酬の1/3程度を手にしていないものの、両人が手にしていない残り2/3の報酬にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

E前社長及びF前取締役に各役員報酬名下で支払われた、下記の額については、それぞれ当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

	記	
	E前社長	F前取締役
平成25年4月期四半期	236万98円	233万4,916円
平成25年7月期四半期	343万1,605円	342万9,628円
平成25年10月期四半期	337万7,435円	339万2,627円
平成26年1月期四半期	335万7,211円	333万4,209円
平成26年4月期四半期	225万8,352円	226万886円
計	1,478万4,701円	1,475万2,266円

したがって、平成25年3月から平成26年3月まで支給された両人の役員報酬のうち当該金額については「役員報酬」等として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

イ 判断に至る認定事実経過等

- a とともに当社グループの従業員だったE前社長及びF前取締役は、平成24年12月初旬頃に、B元社長から平成25年1月12日開催の定時株主総会で選任され

る取締役就任することの打診を受けた際、役員報酬は年3,000万円であるが、当面両人に支給するのは各1,000万円を超えればB元社長に預けること、そのためにこれまでの両人の給与振込口座とは別個の役員報酬振込専用口座を新たに作成して、通帳、取引印鑑、キャッシュカードをB元社長に預けること、預かる理由は明らかにできないが、B元社長が責任をもつこと、借用証書を書いてもよいこと等について、B元社長から話があってこれを両人において了解したとの点において、当事者三人からの聴取結果は一致する。なお、両人によれば、このB元社長による申し出を了解したのは、B元社長において、A元社長の支配を排除するための何かしらの施策のために用いる原資としてプールしておく趣旨であると推測したことによるという。

b 平成24年12月12日、E前社長はW社に、F前取締役はX社に、それぞれ上記了解に基づいた口座を開設し、各々取締役就任前に通帳、取引印鑑を、後には届いたキャッシュカードをB元社長に渡した。B元社長は、上記渡された両人名義の通帳等に入金になる役員報酬のうち、両人に渡される分を除いた額については、D元監査役の入出金管理を通じて、前記A元社長の資金需要等にあてられることを認識しつつ、上記通帳等をD元監査役に渡した。

c その後、両人の取締役就任後の役員報酬は、平成26年3月20日送金分に至るまで、当社から上記D元監査役が入出金管理をする口座に送金され、そこから両人の従前の給与振込口座に送金された分を除いては、D元監査役の入出金管理によってA元社長の資金需要等にあてられた。

このA元社長の資金需要等にあてられたとの点は、D元監査役が入出金を管理していた両人名義の口座からの出金の事実が取引明細表から確認できるものの、具体的にどういった資金使途にあてたのかといった点については、A元社長及びD元監査役が当委員会の事情聴取等の調査に協力しないこともあって、必ずしも個別具体的に明らかになっているわけではない。しかし、i) 当該行為の行われていた時期にA元社長及びD元監査役と直接接触のあったB元社長らからの聴取結果、ii) A元社長の資金需要等が事実存したこと、iii) 前不正行為等においてもD元監査役が当社から不正に流出した資金の管理に携わっており、本件不正行為等によって当社から流出した資金についても、前不正行為等による社外流出金と同じく、A元社長の資金需要等にあてるために入出金の管理を行う以外に、D元監査役が入出金の管理を行う理由を見出し難いこと、等からは、A元社長の資金需要等にあてられたとの認定は合理性を失わない。

また、このD元監査役が出金に深く関与し、同人の管理下に置かれた預金・現金がA元社長の資金需要等にあてるために出金されたものであり、D元監査役の管理下でなくなった分については、当社ないし当社グループに戻された分を除いては、A元社長の資金需要等にあてられたと認定できることは、以下に

述べる他の不正行為等にあっても、基本的に同じである。

- d また、上記 a からは、A 元社長の資金需要等にあてられた分について、E 前社長・F 前取締役と B 元社長との間に、金銭消費貸借契約が成立する可能性はあるものの（本件不正行為が発覚した後の平成 26 年 12 月 4 日になって B 元社長と E 前社長・F 前取締役との間で、金銭消費貸借契約書が作成されている。）、さらには、両人の役員報酬決定については取締役会で承認決議がなされているものの、以下に指摘する事実からは、上記金銭消費貸借契約成立の可能性や取締役会の役員報酬承認決議の存在をもって、A 元社長に対する利益供与該当性を否定することはできない。
- i 両人の役員報酬を取締役会において決定するよりも前の時点から、当時、当社の代表機関である B 元社長自身が、両人の役員報酬の 2/3 にも相当する部分が実態としては両人を経由しないままに、A 元社長の資金需要等にあてられることを認識しており、事実そうした結果が生じていること。
- ii 上記 B 元社長の認識にかかる、両人の役員報酬の 2/3 にも相当する部分が両人を経由せずに A 元社長の資金需要等にあてられるという事実は、とりわけ前不正行為等の最大の責任者が A 元社長であり、前不正行為等により特設注意市場銘柄に指定されている当社にとっては、両人の役員報酬を決定する上で決定的に重要な事実であるところ、取締役会においてはこの重要な事実が全く開示されない状況下で、両人の役員報酬が決議されていること。
- iii 両人の月額 250 万円という役員報酬額は、当社のいわゆるオーナー社長だった A 元社長と同額であり、その直前の基本給与が E 前社長約 56 万円、F 前取締役 52 万円であったこと、他の従前の社内取締役の役員報酬と比べても格段に多いことなどを考慮すると、当社グループに存していた上場廃止等によるリスクを加味したとしても、なお高額であることに加え、当該事項が行われていた当社の平成 25 年 10 月期有価証券報告書の単体損益計算書では売上高が平成 24 年 10 月期の 847 百万円から 647 百万円に大幅に減少しているにも関わらず、役員報酬は 71 百万円から 144 百万円に大幅に増加し、その結果営業利益は平成 24 年 10 月期の 518 百万円から 270 百万円に大幅に減少しており、いわゆるオーナーが役員を退いたにもかかわらずそのような費目の増加がみられることは一般的にも異常なことであると考えられること。
- iv 両人は、従前の給与振込口座に現実に送金される役員報酬分を除く両人名義の役員報酬振込口座からの出金については、いつ、いくら、何の資金使途のために出金されているのかすら、本件不正行為等が発覚して取引明細表を取り寄せるまでは知らなかったこと。
- e 以上の事実等を総合的に考察すると、両人に対する役員報酬として両人名義の役員報酬振込口座に当社より送金された額のうち、そこからさらに両人の従

前から存した給与振込口座に送金された分を除いた分については、そもそも役員報酬としての性質・実態を有するものではなく、B元社長によって兩人を利用してなされた、当該行為時に当社の特定大株主であったA元社長に対する利益供与と考えることが妥当である。

- ② A元社長の求めに応じて、B元社長が新規に開設した自己名義の役員報酬振込口座の通帳等をD元監査役に預け、約2年間、同人は報酬の一部を手に行っているものの、同人が手にしていない大部分の報酬にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

B元社長に役員報酬名目で支払われた、下記の額については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

記

平成24年 4月期四半期	764万 864円
平成24年 7月期四半期	745万 6,071円
平成24年 10月期四半期	764万 9,169円
平成25年 1月期四半期	754万 6,082円
平成25年 4月期四半期	2,083万 9,635円
平成25年 7月期四半期	663万 8,435円
平成25年 10月期四半期	898万 5,686円
平成26年 1月期四半期	628万 4,388円
平成26年 4月期四半期	974万 2,720円
計	8,278万 3,050円

したがって、平成24年3月から平成26年3月まで支給されたB元社長の役員報酬のうち当該金額については「役員報酬」等として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

イ 判断に至る認定事実経過等

- a B元社長の当委員会に対する説明によれば、i)平成24年1月30日開催の定時株主総会及び同総会後の代表取締役選定等の取締役会に先立って、D元監査役を通じて、当社の代表取締役社長の就任要請があり、A元社長と何度か会ったが、当初は就任要請を断り、3回目ぐらいのときに要請を受けてもよいことを伝えたこと、ii)役員報酬年額6,000万円という話は自分からA元社長にしたこと、年額6,000万円というのはA元社長の役員報酬額の倍額であり、ふっかけるという気持ちもあり、他方そんな高額な役員報酬額を求めるなら就任要請を撤回するかもしれずそれならそれでよいという気持ちもあり、また自分が

応援したい事業者があったことなどから言った数字だったが、本当に自分自身が年 6,000 万円の役員報酬をもらいたいと思ったわけではなかったこと、iii) これに対して、A元社長は即座にはこの役員報酬額を了承しなかったものの、後に、年額 6,000 万円の役員報酬を了承するが、U社に対する借金のことなどがあり、相当分は自分に貸して欲しいと言われ、B元社長は了承したこと、iv) B元社長は千葉県の自宅にいる妻へ月 50、60 万円程度を送金してもらえばよく、自分自身は仙台での生活や社長としての交際原資として現金で月 20 万円あればよいと言ったこと、v) その後D元監査役を通じて、自分名義の役員報酬振込口座を開設して、その通帳、取引印鑑、キャッシュカードを渡すように言われてこれを了解し、そのとおり実施したこと、などである。

- b 実際に、B元社長の役員報酬が支払われる前の平成 24 年 2 月 3 日、同人はY社で同人名義の口座を開設し、この口座の通帳、取引印鑑及びキャッシュカードをD元監査役に渡し、以後は、D元監査役がこの口座の入出金の管理を行っていた。

この口座に当社からB元社長の役員報酬等が平成 26 年 4 月 18 日支払分まで送金され、上記 a の iv) のやりとりに沿うように、概ね、役員報酬送金直後に、毎月 50 万円台が同人の指定した同人名義の郵便貯金口座に送金され、現金で毎月 20 万円（平成 24 年 6 月は 40 万円）が出金されて同人にD元監査役から現金で手渡されていた。

- c 上記B元社長名義の郵便貯金通帳に送金された分、あるいは出金されて現金で同人にD元監査役から手渡された現金分とを除いては、D元監査役の入出金管理によってA元社長の資金需要等にあてられたものと認められる。

このA元社長の資金需要等にあてられたとの点の判断理由は、E前社長及びF前取締役への役員報酬として払われた分の相当部分がA元社長に対する利益供与と判断できるとの箇所（前記①のイの c）で述べたのと同じである。

- d また、上記②のイの a の iii) から、A元社長の資金需要等にあてられた分について、B元社長としてはA元社長に対する貸付金としての認識を有していたことが窺われるものの、さらには、B元社長の役員報酬については取締役会で承認決議がなされているものの、以下に指摘する事実からは、金銭消費貸借契約成立の可能性や役員報酬承認取締役会決議の存在をもって、A元社長に対する利益供与該当性を否定することはできない。

- i B元社長の役員報酬を取締役会において決定するよりも前の時点から、当時、当社の代表機関であるB元社長自身が、前記役員報酬振込口座に現実に毎月送金される役員報酬（当初は 330～310 万円台、住民税が高くなる翌年以降は 270～240 万円台）のうち、70～80 万円台を除いた部分（現実に送金される額の約 2/3）が実態としては同人を経由しないままに、A元社長の資金需要

等にあてられることを認識しており、事実そうした結果が生じていること。

- ii 上記B元社長の認識にかかる、自身が現実に入手する役員報酬の倍程度の額の役員報酬が実態としては自身を経由せずにA元社長の資金需要等にあてられるものとしてD元監査役の管理下にあるとの事実は、とりわけ前不正行為等の最大の責任者がA元社長であり、前不正行為等により特設注意市場銘柄に指定されている当社にとっては、B元社長の役員報酬を決議に付す上で決定的に重要な事実であるところ、取締役会においてはこの重要な事実が全く開示されない状況下で（B元社長は、取締役会においては、前不正行為等があった当社においてこの時期に代表取締役就任するというのは火中の栗を捨てるようなものであり、そうしたことから6,000万円の報酬は高すぎるものではないとの説明をしている。）、同人の役員報酬が決議されていること（ちなみに、同人の役員報酬について取締役会の承認決議がなされたのは、既に最初の役員報酬が支払われた後の平成24年4月9日のことであり、年額6,000万円、月額500万円の役員報酬支払の既成事実が先行していた。）。
- iii B元社長の月額500万円という役員報酬額は、当社のいわゆるオーナー社長だったA元社長の月額250万円の役員報酬（これは同規模の企業と比べても特に少ない数字ではない。）の実に倍額であり、同規模の企業の代表取締役の一般的な報酬と比べても格段に多く、不自然であることに加え、当該事項が行われていた当社の平成25年10月期有価証券報告書の単体損益計算書では売上高が平成24年10月期の847百万円から647百万円に大幅に減少しており、営業利益も大幅に減少することも想定された時期であり、いわゆるオーナーが役員を退いたにもかかわらず、その後任として就任する代表取締役がその倍額の役員報酬を受けることは一般的にも異常なことであると考えられること。
- iv B元社長は、自分に現実に送金ないし手渡される役員報酬分を除く同人名義の役員報酬振込口座からの出金については、いつ、いくら、何の資金用途のために出金されているのか、本件不正行為等が発覚して取引明細表を取り寄せるまでは具体的には何も知らず、また知ろうともしなかったこと。
- v B元社長自身から聴取した、前記②のイのaのii)ないしv)のやりとりからは、B元社長自身、自己の役員報酬が名実ともに年額6,000万円であると考えていたのか疑わしく、A元社長の資金需要等の詳細を知っても、自己、E前社長及びF前取締役の役員報酬からA元社長の資金需要等にあてられた分の回収のために、A元社長と交渉するなどの活動をした形跡がないこと。
- e 以上の事実等を総合的に考察すると、B元社長に対する役員報酬として同人名義の役員報酬振込口座に当社より送金された額のうち、そこからさらに同人が指定した郵便貯金口座に送金された分及び同人がD元監査役から現金で手渡

しされた分とを除いた分については、そもそも役員報酬としての性質・実態を有するものではなく、当該行為時に当社の特定大株主であったA元社長に対する利益供与と考えることが妥当である。

- ③ 平成23年10月27日にC元取締役及びG副統轄に対する福利厚生貸付を仮装して、A元社長に不正に流出した資金にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

平成23年10月27日にC元取締役及びG副統轄に従業員（C元取締役との関係では役員）に対する厚生貸付名下に支出した各500万円、計1,000万円は、厚生貸付の実態が無く、その時点でA元社長の資金需要等のために既に不正に流出していた1,100万円について、同月末日に迫った第19期決算末日までに当社に入金して、いわば穴埋めするための資金を捻出するために厚生貸付を仮装してなされた不正流出金であって、この1,000万円の仮装貸付による不正行為は、当時代表取締役だったA元社長が自己等の利益を図って当社に損害を与えたものであり、同人の業務上横領ないし特別背任行為に該当すると判断する。

したがって、平成23年10月期の会計処理としては、「役員による不正関連損失」とすべきである。なお、その後、仮装した厚生貸付により締結された金銭消費貸借契約の返済時期の到来に伴い、平成24年10月以降、G副統轄への仮装貸付については現在に至るまで、C元取締役への仮装貸付については平成26年7月まで、仮装貸付の約定にしたがった弁済入金がなされているが、それらの入金については、それぞれ入金時期に損害金の弁償がなされたと判断されるものであり、入金時期毎に弁済金中元金相当部分は「雑収入」として扱うべきである。各四半期毎の弁償金の額は下記のとおりである。

記

		C元取締役弁済分	G副統轄弁済分
平成24年10月第4四半期	元金	8万4,000円	8万4,000円
	利息	6万8,849円	6万8,849円
平成25年1月第1四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万6,874円	1万6,874円
平成25年4月第2四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万5,991円	1万5,991円
平成25年7月第3四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万5,112円	1万5,112円
平成25年10月第4四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円
	利息	1万4,238円	1万4,238円
平成26年1月第1四半期	元金	25万2,000円	25万2,000円

	利息	1 万 3,793 円	1 万 3,793 円
平成 26 年 4 月第 2 四半期	元金	25 万 2,000 円	25 万 2,000 円
	利息	1 万 2,059 円	1 万 2,059 円
平成 26 年 7 月第 3 四半期	元金	25 万 2,000 円	25 万 2,000 円
	利息	1 万 1,600 円	1 万 1,600 円
平成 26 年 10 月第 4 四半期	元金	—	25 万 2,000 円
	利息	—	1 万 1,067 円
計	元金	184 万 8,000 円	210 万 円
	利息	16 万 8,516 円	17 万 9,583 円

イ 判断に至る認定事実経過等

- a 前不正行為等に関する第三者調査委員会の調査が大詰めを迎えていた平成 23 年 10 月中旬頃、当時まだ代表取締役社長の地位にあった A 元社長、D 元監査役、C 元取締役らは、同月末の決算末日までに穴埋めしなければならない 1,100 万円の捻出方法について協議した結果、上記仮装の従業員への厚生貸付により 1,100 万円のうちの 1,000 万円を不正流出することとし、仮装の貸付相手は、当時、上記穴埋めが必要な資金繰り事情を知っていた C 元取締役及び G 副統轄とした。ちなみに、当時、第三者調査委員会にて A 元社長又はその支配会社への過去の不正資金流出についての実態が明らかにされていたため、仮払金等の処理をすることが出来なかったものと思われる。
- b 当社の社内規程では、社長の承認決裁により、取締役会の決議を経なくとも 500 万円までは従業員に対する厚生貸付ができることになっており、この規程に基づいて、A 元社長が必要な承認決裁を行って（なお、C 元取締役との関係では、同人が決議に参加しない形での取締役会決議をなした議事録が存在するが、当時の社外役員の押印が一切見られないことなどから、実際に開催することなく議事録のみを作成したものと強く推認される。）、同月 27 日に各 500 万円、計 1,000 万円が出金された。具体的には、当社の Z 社の口座から引き出された 1,000 万円は、同日、内 500 万円については A A 社の C 元取締役名義の口座へ、残る 500 万円については A B 社の G 副統轄名義の口座へ送金され、それぞれすぐに両口座名義人が現金で払戻し、A 元社長ないし D 元監査役に渡された。
- c 上記捻出された 1,000 万円+100 万円（この 100 万円は、前不正行為等によって流出していた金員の残りと思われる。）の 1,100 万円が翌日 28 日当社グループのレジャー・ワンの A C 社口座に入金となり、その 3 日後の同月 31 日に 1,100 万円が同口座から出金されて当社の A C 社口座へ資金移動されて、決算期末日に 1,100 万円の穴埋めが完了した。
- d 第三者調査委員会の平成 23 年 11 月 14 日付調査報告書からも明らかなおり、

当時、当社においては、当社からA元社長ないしその支配会社への資金流出が繰り返しなされており、当社と当社グループ会社間あるいは当社の口座間の資金移動は日常的になされていた。

本件においては、当社のZ社の口座から同年9月9日に3,000万円が当社のAC社口座に資金移動され、同月29日にこの当社のAC社口座から1,100万円がレジャー・ワンのAC社口座へ資金移動され、翌日30日、このAC社口座から1,100万円が出金伝票上は立替金として出金されている。このレジャー・ワンからの同月30日の1,100万円の出金は、当委員会で関係者から聴取した結果等からは、基本的にはA元社長の資金需要等のうちのU社に対する9月弁済分（特殊月に該当するため、元利金で約1,000万円）にあてたものと判断される。

e その後、上記仮装厚生貸付により締結された金銭消費貸借契約上の返済時期が到来したことから、C元取締役及びG副統轄の給与から天引きされる形で、前記③ア記載のとおり、弁済がなされている（C元取締役については平成26年6月13日で退職したことから、同月稼働分に対して7月に支払われる給与からの天引きによる弁済を最後に、弁済は止まっている。）。

f 以上の事実からは、上記厚生貸付金を仮装した出金はA元社長の業務上横領ないし特別背任行為に該当し、弁済金はその内入弁償金と評価すべきであることから、前記③アに記載した会計処理を行うのが相当である。

④ E前社長、F前取締役の役員就任前にE前社長、F前取締役、G副統轄に対する賞与名目で計上されている、A元社長に流出した合計約1,000万円にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

平成24年12月14日に賞与として上乗せ出金された、E前社長（但し、当時は役員就任前）分368万円、F前取締役（但し、当時は役員就任前）分約322万円、G副統轄分約299万円の合計約990万円は、賞与としての実態がなく、かつ、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長の資金需要等にあてられるために出金されたものであるから、同人に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、上記日時に出金された従業員賞与のうち、当該金額については従業員賞与として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

イ 判断に至る認定事実経過等

a A元社長のU社への債務の返済のために、平成24年9月10日に当社の預金口座より900万円がD元監査役の管理する前記B元社長の役員報酬振込口座に送金され、同月19日に同口座からそれまでの残高も合わせたなかから1,000万円が出金されてU社の返済にあてられた。

b 上記 900 万円のB元社長名義の口座への送金は、同人への仮払金として取締役会決議も稟議申請もないまま出金がなされていたが、同年 10 月 31 日の決算末日になって立替金に組替された。その際、B元社長の妻の母親の葬儀費用等に於けるための貸付である旨の稟議書が作成された（稟議書が作成されたのは同年 11 月下旬から 12 月初旬であると推測される。）が、これが取締役会に付議されたのは、決算期をまたいだ平成 25 年 1 月 24 日開催の取締役会においてである。

c 平成 24 年の 12 月 20 日になって 500 万円がB元社長名義の役員報酬振込口座へ入金となり、同日、それまでの同口座の残高も合わせたなかから、900 万円が同口座から当社のAC社口座へ入金となり、上記イのbの立替金戻りとして入金処理された。

d 上記平成 24 年 12 月 20 日にB元社長名義の役員報酬振込口座に入金された 500 万円を捻出するために、同月 14 日の賞与支払日に、賞与の上乗せ支給が行われた。

具体的には、まず、役員就任を前提に 2 日前に開設されたばかりのE前社長名義のD元監査役が管理する役員報酬振込口座に 368 万 535 円が当社預金から送金され、同月 19 日に同口座から 368 万円が出金された。E前社長は上乗せ賞与の自己名義の役員報酬振込口座への上記入金及び出金の事実すら、今般、本件不正行為等が発覚するまで知らなかったと述べている。

次に、G副統轄名義の給与振込口座へ上乗せ分を含む賞与 330 万 2,333 円が送金され、事情を知っていた同人は、これをすぐに払戻して、そのなかから上乗せ分である約 299 万円をD元監査役に渡した。

さらに、F前取締役への支給名目で上乗せ計上した約 322 万円を含む、賞与支払いのための現金が出金され（テレマーケティング事業部においては現金支給が通例であったため）、F前取締役には本来の賞与分だけを現金支給し、上記上乗せ分ははじめからD元監査役に渡った。F前取締役は自分の分として上乗せ賞与が出金された事実すら、今般、本件不正行為等が発覚するまで知らなかったと述べている。

e 上記 3 人に上乗せ出金された平成 24 年 12 月度の 300 万円以上の各賞与額は、他の当社及び当社グループ会社の他の一般従業員の賞与額が十数万円程度であるのと比べても、何十倍もの高額なものであって、これらの上乗せ賞与につき賞与としての実態がないことは、この一事からも明らかである。

f 上記事実経過等からは、本件上乗せ賞与はいずれも当初より上記 3 人への賞与として会社が支給することを意図せず、実際に支給されたとも言えないため、賞与としての実態に欠け、賞与を偽装した出金はいずれもA元社長の資金需要等に於けるための不正流出金に他ならないから、前記④のア記載のとおり

計処理を行うのが相当である。

- ⑤ D元監査役が他者の氏名を利用して小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

調査対象期間にかかる下記の小口経費精算項目については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長の使用にかかる費用を、D元監査役が他の従業員の氏名を利用して経費精算として提出したことにより出金されたものと認められるから、A元社長に対する、会社法第120条、第970条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記の小口経費精算項目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

- a 旅費交通費 計496千円(1,000円未満切捨。以下同じ。)

平成24年7月第3四半期	41千円
平成24年10月第4四半期	78千円
平成25年1月第1四半期	66千円
平成25年7月第3四半期	140千円
平成26年1月第1四半期	14千円
平成26年4月第2四半期	155千円

- b 会議費 計97千円

平成24年10月第4四半期	11千円
平成25年1月第4四半期	86千円

- c 支払手数料 計105千円

平成24年10月第4四半期	1千円
平成26年1月第1四半期	0千円
平成26年4月第2四半期	103千円

- d 新聞図書費 計6千円

平成24年10月第4四半期	3千円
平成25年1月第1四半期	3千円

- e 接待交際費 計3千円

平成25年1月第1四半期	3千円
--------------	-----

f 雑費 計 1 千円

平成 24 年 10 月第 4 四半期

1 千円

上記 a～f の合計は 711 千円である。

イ 判断に至る認定事実経過等

- a 当委員会は調査対象期間にかかる小口の精算記録を精査した結果、平成 24 年 7 月から平成 26 年 3 月までの期間において、当時既に当社の役員を退任し、当社に対しては特定株主のみの地位だけだった A 元社長の個人的な使用にかかる費用について、D 元監査役が G 副統轄、AD 氏、AE 氏、AF 氏といった当時当社に在籍していた従業員の名義を無断で用いて精算していると判断される出金が複数項目において多数存在していることが確認された。
 - b D 元監査役は当社創業時から A 元社長に仕えており、同人の最側近ともいえる存在であった。平成 23 年 11 月 14 日付の第三者調査委員会調査報告書では A 元社長が主導した前不正行為等に強く関与した責任を問われて常勤監査役を辞任したものの、平成 26 年 8 月まで当社グループにアルバイトとして在籍していた。その間、前記①ないし④や後記⑥等から明らかなおり、A 元社長に当社から不正に資金を流出させる実行者の役割を担っていたものであるが、常勤監査役辞任後は、他の従業員名義の印鑑等を利用し、小口の経費精算で不正な支出をしたと認められる。
 - c D 元監査役に経費精算を行う権限はないため、小口を用いた不正については他の従業員名義を用いて実行していたものと認められる。
 - d 小口精算費目にかかる支出には、名義を無断使用された従業員の使途ではあり得ず、A 元社長の費用支出であることを窺わせる特徴が存した。
 - i 新幹線料金の領収書について仙台・東京間のグリーン車の料金となっている。名義を利用された従業員が当社経費でグリーン車を利用することはない。
 - ii 名義を頻繁に使われている G 副統轄については、同人が全く身に覚えのない経費精算であるとしている。
- ⑥ A 元社長が使用したと推測される経費等につき、B 元社長名義で小口の経費精算しているものの精査と会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

調査対象期間にかかる下記の小口経費精算項目については、当時当社の特定大株主のみの地位にしかなかった A 元社長の使用にかかる費用を、D 元監査役が B 元社長の名義で経費精算として提出し、B 元社長の決裁により出金されたものと認められるから、A 元社長に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記の小口経費精算項目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

a	旅費交通費 計 652 千円 (1,000 円未満切捨。以下同じ。)	
	平成 24 年 7 月第 3 四半期	19 千円
	平成 24 年 10 月第 4 四半期	21 千円
	平成 25 年 4 月第 2 四半期	133 千円
	平成 25 年 7 月第 3 四半期	35 千円
	平成 25 年 10 月第 4 四半期	254 千円
	平成 26 年 1 月第 1 四半期	124 千円
	平成 26 年 4 月第 2 四半期	62 千円
b	会議費 計 159 千円	
	平成 24 年 10 月第 4 四半期	16 千円
	平成 25 年 4 月第 2 四半期	22 千円
	平成 25 年 7 月第 3 四半期	90 千円
	平成 25 年 10 月第 4 四半期	19 千円
	平成 26 年 1 月第 1 四半期	10 千円
c	新聞図書費 計 122 千円	
	平成 24 年 10 月第 4 四半期	3 千円
	平成 25 年 4 月第 2 四半期	10 千円
	平成 25 年 7 月第 3 四半期	17 千円
	平成 25 年 10 月第 4 四半期	52 千円
	平成 26 年 1 月第 1 四半期	19 千円
	平成 26 年 4 月第 2 四半期	19 千円
d	接待交際費 計 1,924 千円	
	平成 25 年 4 月第 2 四半期	469 千円
	平成 25 年 7 月第 3 四半期	319 千円
	平成 25 年 10 月第 4 四半期	441 千円
	平成 26 年 1 月第 1 四半期	483 千円
	平成 26 年 4 月第 2 四半期	210 千円

e	事務用品費	計 20 千円	
		平成 25 年 7 月第 3 四半期	11 千円
		平成 25 年 10 月第 4 四半期	9 千円
f	消耗品費	計 32 千円	
		平成 25 年 10 月第 4 四半期	10 千円
		平成 26 年 1 月第 1 四半期	21 千円
g	通信費	計 1 千円	
		平成 25 年 10 月第 4 四半期	1 千円
h	車両費	計 8 千円	
		平成 26 年 4 月第 2 四半期	8 千円

上記 a～h の合計は 2,919 千円であり、これら費目にかかる支出については「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

また、A 元社長が平成 24 年 8 月度で従業員としての身分を完全に失った後に社会保険料を負担していたことについても「特定株主に対する利益供与金」に該当するものと考えられる。当社は当該費用につき、会社負担分・自己負担分共に法定福利費として処理をしているが、下記のとおり各決算期毎に支出した当該費用計 70 万 1,110 円についても「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

平成 24 年 10 月期四半期	24 万 9,114 円
平成 25 年 1 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 4 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 7 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 25 年 10 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 26 年 1 月期四半期	7 万 9,764 円
平成 26 年 4 月期四半期	5 万 3,176 円
計	70 万 1,110 円

イ 判断に至る認定事実経過等

- a 当委員会は調査対象期間にかかる小口の精算記録を精査した結果、平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの期間で、一部の経費精算に添付されている領収書

等の証憑及び申請書に明らかに不自然なものが不定期に混在していることを確認した。

- b 上記不自然さというのは具体的には次に述べるとおりである。
 - i B元社長は領収書を発行してもらう際に、正常と思われる経費の領収書には必ず宛先に「京王ズホールディングス様」と記載してもらっているが、複数の領収書をまとめて経費精算しているものがあり、かつそのほぼすべての領収書の宛名が「上様」若しくは空欄となっている一群のものが不定期に含まれている事が発見された。
 - ii ごく一部の領収書については宛名が「A元社長様」となっていた。
 - iii 上述の経費精算書の領収書群にはクレジットカードの控えを代用しているものもあるが、控えの下部にあるカード名義人の名前が記載されている個所が全て切り取られていた。この切り取られた部分には「A元社長」と記されており、D元監査役から経理課員に切り取るよう指示がされていた。
 - iv 当該領収書の一群にある店は、A元社長がかねてからよく通っている店や、読書家であるA元社長がよく利用する書店のもので基本的に構成されており、少なくとも古くからの京王ズ管理部門社員などから見ると経費を使用したのはB元社長ではなくA元社長であると判断できるような内容となっている。
 - v 当該小口の精算書及び領収書をB元社長に提示したところ、それら経費を実際に使ったのはA元社長であることを認めている。
 - c B元社長はA元社長が使用した分の当該精算書に基づき支出された精算金を自ら受領した上でそれをD元監査役に渡していた。D元監査役に渡した現金はそのままA元社長に渡っていたものと認められる。
 - d また、当社ではA元社長が平成24年1月で役員を退任した後も引継名目で平成25年8月分まで従業員給与として代表取締役在任時と同額の月額250万円の給与を支給しているが、平成25年9月から平成26年3月までは実際には給与の支給はしていないものの、給与月額10万円の設定で社会保険事務所に届出をし、社会保険料を自己負担分・会社負担分共に当社が負担している。この負担額にかかる支出についても、特定株主たるA元社長に対する利益供与に該当する。
- ⑦ C元取締役につき、当社から課徴金相当額の損害賠償金を請求している訴訟においてA元社長及びC元取締役の代理人弁護士に対する中間報酬支払のために必要な額を、C元取締役の賞与に上乗せして支給したことにかかる会計処理の妥当性について
- ア 当委員会の判断
- 平成25年12月20日にC元取締役に賞与としてI J Tから出金された155万9,128円のうち、110万円は、A元社長及びC元取締役が当社から提起されていた

課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応のために同人らが依頼していた弁護士費用（①中間報酬 105 万円、②弁護士立替交通費 4 万 3,777 円）を支払うために上乘せ出金されたものであって、賞与としての実態はなく、かつ、当時当社との関係では特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長のいわば資金需要等にあてられるために出金されたものであると認められるから、同人に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、上記日時に出金された従業員賞与のうち当該金額については従業員賞与として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

イ 判断に至る認定事実経過等

- a 前不正行為等に伴い有価証券報告書等の虚偽記載・提出を行ったこと（以下「課徴金対象行為」という。）で、当社は、平成 24 年 3 月 16 日、金融庁より課徴金として 4,373 万円を国庫に納付することを命じられ、同年 5 月 17 日に同課徴金を納付した。
- b 課徴金対象行為を行った当社の旧役員のうち、取締役だったA元社長及びC元取締役に対して、当社監査役は平成 24 年 10 月 31 日、課徴金相当額の損害賠償請求訴訟を提起した（仙台地裁平成 24 年（ワ）第 1350 号）。
- c 上記訴訟の被告中、C元取締役は、当初、請求原因事実はずべて間違いないとした上で、賠償金の支払いについては分割払いを希望する旨の答弁書を裁判所に提出したが、後に、A元社長が依頼した代理人弁護士にC元取締役も依頼するに至り、A元社長と同様に、請求原因事実を争うようになった（平成 25 年 4 月 26 日にA元社長・C元取締役の代理人から提出された準備書面ではC元取締役も請求原因事実を争う主張が明確になっている。）。このC元取締役の応訴姿勢の変化は、C元取締役と他の当社役員らとのメールのやりとりその他からは、訴訟の引き伸ばしのために、A元社長の上記訴訟対応に協力することを要請され、B元社長やD元監査役と協議の上で、それに応じたものであったことが認められる。
- d 平成 25 年 11 月になって、A元社長・C元取締役が依頼した弁護士からC元取締役に対し、訴訟が長引いて当初予定していたよりも遙かに多い労力を要していること等から中間弁護士報酬等の 109 万 3,777 円（①中間報酬 105 万円、②弁護士立替交通費 4 万 3,777 円）の請求がなされた。

これを受けて、C元取締役がB元社長やD元監査役と協議した結果、平成 25 年 12 月期のC元取締役の賞与に上記弁護士からの請求額を支出できるだけの上乘せを行って支払うことにした。

- e 具体的には、平成 25 年 12 月 20 日、I J Tから、C元取締役に対して、155 万 9,128 円が賞与名下で出金されたが、そのうち上記弁護士からの請求額に相

当する 109 万 3,777 円を若干上回る 110 万円については、C元取締役役に現実には支給せず、本来の賞与額だけを同人には現金支給し、上記 109 万 3,777 円については、支給しなかった 110 万円からD元監査役が上記弁護士に送金する手続をとった。

f 上記の事実経過からは、上記弁護士費用として賞与を偽装して出金された 109 万 3,777 円を若干上回る 110 万円については、賞与として現実にはC元取締役に支給する意図もなく、現実にも同人を全く経由することなく上記弁護士に送金されたものであって、賞与の実態は全くない。

g のみならず、上記出金は、結局のところ、当社はじめ当社グループが負担するいわれのない、A元社長が個人として負担すべき課徴金相当額賠償請求訴訟対応のための費用とみることができ、当社にとっては当時は特定大株主のみの地位にしかなかった同人の資金需要等にあてられるために出金されたものであるので、前記⑦のアで述べたように、全額を「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断した。

⑧ C元取締役が上記⑦の代理人弁護士へ打合せに行く交通費を、当社取引先との商談等のための交通費の稟議書を偽装して捻出している費用にかかる会計処理の妥当性について

ア 当委員会の判断

C元取締役から下記 a、b 記載のとおり稟議申請があつて出金した交通費 2 件分、計 3 万 9,630 円は、いずれも上記⑦と同様、A元社長の前記課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応のため、すなわち、当時当社との関係では特定大株主のみの地位にしかなかったA元社長のいわば資金需要等にあてられるために出金されたものであるから、同人に対する、会社法第 120 条、第 970 条に規定する利益供与に該当するものと判断する。

したがって、下記で出金された交通費については旅費交通費として処理されているものを「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断される。

記

a 平成 25 年 5 月 17 日に関係取引先との折衝目的の東京出張の交通費として稟議申請され、これが承認されて、同月 20 日に送金された 1 万 9,910 円。

b 平成 25 年 9 月 2 日に関係取引先との折衝目的の東京出張の交通費として稟議申請され、これが承認されて、同月 11 日に送金された 1 万 9,720 円。

イ 判断に至る認定事実経過等

a 前記⑦のイの c、d で述べたように、B元社長も了解の上で、C元取締役が

A元社長の前記課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応に協力することになっており、その一環として、上記⑧のアで記載したとおりの取引先との折衝を装った稟議申請がなされ、これをB元社長が承認して、前記出金がなされたものである。

- b ちなみに、稟議申請書、社内のメールやりとりやC元取締役の聴取結果からは、同人は、もっぱらA元社長の前記訴訟対応のための打合せに東京出張するときは、予め、当社の取引先との折衝を装う稟議申請を出すことをメール等でB元社長に連絡していた。
- c 上記事情からは、上記出金は、結局のところ、当社はじめ当社グループが負担するいわれのない、A元社長が個人として負担すべき課徴金相当額損害賠償請求訴訟対応のための費用とみることができ、当社にとっては当時は特定大株主のみの地位にしかなかった同人の資金需要等にあてられるために出金されたものであるもので、前記⑧のアで述べたように、全額を「特定株主に対する利益供与金」に組替処理をする必要があるものと判断した。

(2)前不正行為等の発覚を受けた平成23年10月24日付け「債務の弁済に関する合意書」上の当社のA元社長に対する貸付金に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額に関する疑義について

① 当委員会の判断

当社は、A元社長及び同人の個人会社らに対する「債務の弁済に関する合意書」上の貸付金につき、平成26年1月第1四半期において、貸倒引当金を約162百万円追加計上し、引当額を債権額の100%に見直しているが、平成25年1月第1四半期において当該貸付債権約839百万円について、全額の貸倒引当金の計上が必要であったと判断される。

② 判断に至る認定事実経過等

ア 従前の引当金の計上の経過

- a 平成23年11月14日付第三者調査委員会調査報告書の結果を受けて当社はA元社長らに対する約839百万円の貸付金を計上している。一方で当該貸付金に対する貸倒引当金はN社が保有する当社株式について時価の60%の担保余力があるものとみなして当該担保余力を差引いた全額について計上していた。
- b 当該担保株式に対しては、約定通り登録質の設定手続きをとるよう再三に渡って監査法人から求められていたものの、なかなか設定手続きが進まなかった。そのような状況の中でA元社長はN社保有の当社株式8,000株について平成24年11月14日に当社株式2,000株、同年同月27日に3,000株をAG社に、同年12月25日にAH社に、それぞれ代用有価証券として担保差入をしているが、当社はこの事実を平成26年3月にN社の当社株式に仮処分をかけるためにN社の当社株式の保有状況がどうなっているかの調査をするまでは知らずにいた。

- c さらに、N社保有の当社株式 800,000 株（平成 25 年 5 月 1 日付で当社株式は 1:100 の株式分割をしている。）の内 67,000 株を市場で売却した旨の変更報告書が平成 25 年 8 月 20 日付で東北財務局に提出されているが、当社でその事実を認識したのは平成 25 年 12 月であった。
- d 平成 25 年 12 月になって、当社では上記 c の当社株式売却の事実を知るに至り、当然ながら貸倒引当金の金額の見直しが必要ではないかという議論になったものの、i) 売却は株の一部に留まっており担保余力が毀損したとまでは考えられないこと、ii) 当該事実を知ったタイミングが平成 25 年 12 月 13 日開示の平成 25 年 10 月期末の決算短信を提出した直後、ないしは修正が困難なタイミングであったこと等を理由として、N社保有の当社株式売却に伴う貸倒引当金の計上額の見直しは見送ることとした。
- e その後も当社は質権設定を引き続き A 元社長に要請したものの、登録質の設定ができないまま当社は A 元社長との訣別を本格的に決断し、打開策として平成 26 年 2 月 28 日付で A 元社長の猛反発を覚悟で Q 社との業務資本提携及び第三者割当のプレスリリースを行っている。

他方、平成 26 年 1 月 24 日開催の当社株主総会での会社提案に沿った議決権行使をしていることから、A 元社長はその時点まで会社と協調関係にあったと推測されるが、当該プレスリリースを受けた平成 26 年 3 月 13 日開示の平成 26 年 1 月第 1 四半期決算において当社は、A 元社長との関係が完全に破綻し、質権設定も不可能になったと最終的に判断をして A 元社長らに対する債権について、全額貸倒引当金を計上している。

イ 検討経過

- a 以上の経過を前提として、当該貸付債権に関する貸倒引当金の計上時期及びその金額について検討するにあつては、まずもって、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 企業会計審議会）第 27 項、第 28 項に従うこととなる。

これによると、第二部の「2 本件不正行為等に共通する背景事実」に記載のとおり、当時の A 元社長の財政状態について経営破綻の状態には至っていないが、当該貸付債権は、債務弁済に重大な問題が生じる可能性が高い債務者に対する債権と判断され、同会計基準上の貸倒懸念債権に該当すると考えられる。

- b 次に貸倒懸念債権と判断される債権について、当該貸付債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して、貸倒引当金を計上することとなる。

ここで、担保の処分見込額及び保証による回収見込額に、N 社が保有する株式が含まれるかどうかの検討が必要となる。平成 23 年 10 月 7 日付の当社と A 元社長らの間で締結された「債権債務の承認に関する合意書」及び同年同月 24

日付の「債務の弁済に関する合意書」には当社株式の担保提供の条項が明記されていることから、N社は、当該債権につき直接債務を負わないものの、N社の保有する当社株式については担保提供されるものとして担保資産としての評価がなされてきた。

- c この点、そもそも登録質の設定は効力発生要件であり、しかもそのことは法律に規定してあることなのだから、純理屈上は、当社の認識如何に関わらず、登録質の設定が現実になされるまでは、そもそも担保力があるものとしての評価をするべきではないとすることも考えられる。

もともと、上記「債務の弁済に関する合意書」における登録質設定の約定に基づいて当該株式について登録質の設定を求めて最終的には強制執行する、あるいは保全措置をとることも可能であり（現に、平成26年3月になっていったんは仮処分決定を得ている。）、さらには上記「債務の弁済に関する合意書」には、単に登録質を設定する約定にとどまらず、株式を売却した場合には、その売却代金をもって当該貸付債権の弁済にあてなくてはならない旨の約定もなされていたことから、他に当該株式に対して優先的権利を主張できる者が現れるまでは、なお当社においては当該株式について優先的権利を有するとして、担保提供されるものとして担保資産としての評価をすることも、あながち誤った判断ではなかったと考える。

- d こうした考えに立った上で、前記アのbにあるように、平成24年11月に当該株式が代用有価証券として担保提供された事実は、まさに当該株式について優先的権利を主張できる者が現れ、担保権設定の可能性が失われたことと同時に、A元社長としては当社に当該株式について登録質を設定する意思がなくなったことを意味することから、もはや担保提供されるものとして担保資産としての評価をすることはできないと考える。

もともと、上記代用有価証券として担保提供された事実を当社が当時において当然に認識できた、あるいは認識することが義務だったとまでは言えないと考えることから、この時期に引当金を全額計上することはできなかったのではないかといった点がさらに問題となる。

- e この点、なるほど、上記代用有価証券として担保提供された事実そのものを当時リアルタイムで当社が認識することは容易ではなかった。

しかし、当社の代表機関であるB元社長は、代表取締役社長に就任してからほぼ10ヶ月間経っており、この間、取締役会、監査役会から、未だ設定されていない当該株式の登録質設定手続がなされるようA元社長側と交渉するよう、繰り返し求められ、この時期出社を続けており頻りに社内で顔を合わせていたA元社長と、交渉する機会は日常的にあったのである。それにもかかわらず、結論としては、A元社長に登録質の設定を拒絶され続けてきた。

f こうした交渉経過からは、B元社長は、上記代用有価証券として担保提供されたこと自体をストレートに認識していたのではなかったとしても、この時期には、A元社長には当該株式を当社に対して、もはや担保提供する意思がないことについては、十分認識していたものというべきである。そうである以上、当社としては、なお、平成25年1月第1四半期に、全額の引当金の計上を行うことは可能であったというべきである。

g 以上のことから、上記(2)①記載のとおり判断するものである。

(3) 平成26年4月初旬にB元社長から光通信へ提案したと考えられる今後の体制についてのメモに、A元社長、C元取締役及びD元監査役に対して一切の請求を行わないことという記述がある関係で、上記当社のA元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する請求債権を放棄していたのではないかという疑義について

① 当委員会の判断

結論としては、当社がA元社長ら前不正行為等に関与した元役員らに対する前不正行為等に起因する損害賠償等請求債権を放棄していたとみるに足りる事情は認められず、平成27年3月期第2四半期以降にA元社長に対する債権及び同額の貸倒引当金をオフバランス処理せず計上し続けている会計処理は、少なくとも債権放棄を理由とする修正の必要は無いものと判断される。

② 判断に至る認定事実経過等

ア 平成26年2月28日、当社は当社株式のQ社への第三者割当について公表したが、大株主である光通信並びにA元社長及びN社が、それぞれ上記第三者割当にかかる株式の発行の差止を求める仮処分を申請した。この仮処分の審尋手続が進行する傍ら、A元社長及びその支配会社であるN社が保有する当社の株式を光通信に売却する交渉がA元社長と光通信との間で行われ、その交渉が成立したのが、上記仮処分申請が却下された平成26年3月26日だった。

なお、上記交渉成立並びに光通信による当社株式の公開買付の発表及びその実施を経て、A元社長が当社株式をすべて売却して株主でもなくなり、他方、当社が光通信の子会社となったこと、平成26年7月29日の当社臨時株主総会においてB元社長は役員を退任し、新たに光通信指名の取締役が選任されたことなどは、既に述べたとおりである。

イ 上記A元社長らが保有する当社株式の売却交渉成立に際して、光通信のAI社長名義でA元社長宛に確認書（以下「確認書」という。）と標題の付された文書が差し入れられているが、そこには、要旨、下記の内容等が記載されている。

記

- a 当社の株式公開買付が効を奏して当社が光通信の子会社となった場合は、当社がA元社長、N社、C元取締役、D元監査役に対する金銭請求を行わないこと。
 - b A元社長及びC元取締役に対する前記課徴金相当額損害賠償請求訴訟を取り下げること。
 - c 前記「債務の弁済に関する合意書」上のA元社長の月額30万円の弁済が、A元社長の存命中継続されることを前提に、上記合意書上のA元社長の一般承継人に対し請求をしないこと。
 - d 前記「債務の弁済に関する合意書」上のレジャー・ワン、P社及びO社に対して、債務の履行を求めないこと。
 - e 当社のV社からの借入に際してA元社長が提供している担保や当社のAJ社からの借入に伴うA元社長の根保証を、それぞれ解除すること。
- ウ 他方、B元社長が使用していた当社のPC内からは、平成26年3月31日に作成されたと思われる、ファイル名が「経営陣について（I氏とのすり合わせ）」で、下記の内容等が記載されているメモのデータ（以下「**B元社長メモ**」という。）が残っている。なお文章が続きそうなまま切れている箇所や誤記も原文のまま転載している。

記

「1. 経営陣について

5名の役員（社内3名、社外2名）のうち、3名辞任（社内B元社長1名、社外2名）する。辞任した3名を新たな役員が就任する。2名は京王ズのプロパーとする。辞任時期は

2. 資金について

今後の事業展開のための21億円資金提供を実施する。資金使途は公表通りとする。

3. 旧経営陣について

前役員であるC元取締役と前監査役であるD元監査役の訴訟を取り下げ金銭的な追及は一切行わない。A元社長からの金銭回収については一切行わない。

4. 営業体制について

- 1) ソフトバンクは一次店に戻す。
- 2) TSの二次店で卸条件を以前の契約を継続する。
- 3) auは一次店のままとする。
- 4) その他 ドコモショップは廃止になる前に新たな代理店に譲渡し、継続運営を可能にする。
- 5) 京王ズの取引先（二次店）は京王ズの傘下取引とする。

6) 取引条件は京王ズに一任する。

5. 体制社内（管理部門）について

社内体制については、1年間は現状の社員のままとする。

6. 子会社について

子会社の体制については、京王ズからの役員構成（3名中、京王ズ2名以上）とする。

(株)京王ズコミュニケーション(株)ノーブルコミュニケーション(株)ハーツライフサポート(株) I J T(株)京王ズライフクオリティ

7. 未解決問題について

ノーブルの株式（6：4）を100%京王ズとする。」

エ 上記イの確認書及び上記ウのB元社長メモについて、調査の結果明らかになったことは以下のとおりである。

a まず、確認書について、光通信のI氏及びJ氏は、こうした文書が、A元社長との間で交わされたことは認めた上で、この文書の存在を知っているのは、光通信のI氏、J氏、関与した弁護士、相手方のA元社長ぐらいであること、B元社長にはこの確認書の内容を話したことはないし、確認書を見せてもいない旨、述べている。

他方、B元社長も、この確認書は今般本件不正行為等が発覚するまでは見たことがなかったと述べている。

b 次に、B元社長メモについては、B元社長は、これを作成したことを認めた上で、作成の経緯については、I氏から言われた話をメモ化したものであるとの点では供述が一貫しているものの、I氏から言われた状況については、日時、場所や伝達方法（面談か電話か）などの記憶があいまいである。

他方、I氏及びJ氏は、B元社長メモの「3. 旧経営陣について」に記載のあるA元社長に対する請求をしないことなどを、B元社長に話したことはないと述べている。

c その上で、当委員会としては、上記確認書とB元社長メモとの関係について、とりわけ双方の内容において重なっている、A元社長ら当社の旧役員らに対する当社の請求債権について請求をしない旨の内容について、B元社長のほうから提案したものではなくて、I氏やJ氏の否定供述にかかわらず、何らかの形でI氏側からB元社長に伝わり、それをB元社長が述べているように、メモ化した可能性が高いと考える。その理由は以下のとおりである。

i Q社への当社株式の第三者割当の発表以来、一方で、B元社長とA元社長の関係は、相当悪化したことがB元社長やE前社長の話や客観的情勢からも窺われ、B元社長としては、A元社長が当社の株式を手放すことを決断した

以上、また自分も当社の役員から外れることが想定されるなかで、A元社長に対する金銭請求をしないことを自ら光通信に積極的に提案する動機付けが見出し難いこと。

ii 他方、平成26年3月26日に当社の株式を光通信に売却して、当社の株主でなくなることが決まったA元社長としても、同時に締結した確認書の内容について、あらためて光通信に提案するよう、B元社長に告げる積極的な理由は見出し難いこと。

iii 上記aによれば、確認書の存在を知る人は限られており（内容の性格上もそうであると思われる。）、I氏側かA元社長側のどちらかからしか確認書の内容が伝わる可能性はなく、A元社長側からでないとする、相対的にI氏側から伝わった以外に、伝わった可能性は考え難いこと。

iv B元社長メモの記載内容としては、今後の当社の役員の体制や今後の代理店の取り扱いなども記載されているが（実際に、B元社長メモに記載のある事項のいくつかは、当社が光通信の子会社となる過程、あるいはなってから実施されたことである。）、これらの事項は、今後当社の経営に参画する光通信側として積極的に関心を有することであって、まさにこれらの事項について話が出たから、メモ化したといったB元社長の説明に、より合理性が存すること。

v 確認書の内容は、とりわけA元社長ら旧経営陣に対する当社の請求をしないことは、後述するように、請求をしない当事者はあくまで当社であるから、事の性質上、そもそも光通信自身が直接に履行できるものではないが、さりながら、それを光通信から当時の当社の代表取締役提案して、ひいては当社が上記請求をせず、請求を放棄するよう働きかけるといった行動がとられた、あるいはそうした行動が予定されているように受け取られるとすれば、光通信にとっては、A元社長からの当社株式の取得に際して、一株555円の対価以外に何らかの利益をA元社長に提供したと受け止められかねないとして、自ら確認書の内容をB元社長に話したといったことを秘したいと考えることもありうること。

オ さらに、確認書やB元社長メモにあるA元社長ら旧役員に対する当社の請求について請求しないことについて、光通信、B元社長のいずれから提案されたものかとはともかく、当社が現時点までに、請求権を行使しないことを決めたことはないこと、あるいは請求権を放棄したこともないことは、以下に述べるとおりである。

a 請求権不行使の決定や請求権の放棄には、当社の代表者ないし当社を当該事項について代理する授権を得ている者が請求権不行使の決定や請求権の放棄の意思表示をして、それが相手方当事者であるA元社長らに到達することが必要

であるが、そのような意思表示があったことを窺わせる事情は何ら認められない。B元社長、E前社長、そして現在代表者のH氏も、そのような意思表示をしたことは決してないと述べているし、他からもそのような意思表示がなされたとの情報は得られていない。

ちなみに、光通信の作成名義である確認書の記載はもちろんのこと、B元社長メモの記載も、それをもって当社代表者であるB元社長のそうした意思表示がなされたと理解することには無理がある。

b さらに、請求権不行使の決定や請求権の放棄が有効になされるには、それらについて取締役会の承認を得る必要があるが、そうした件が当社の取締役会で審議されたこともない。

カ 以上の事情からは、前記（3）①のとおり、当社がA元社長らに対する前不正行為等に起因する損害賠償等請求債権を放棄していたとは認められず、A元社長に対する債権及び同額の貸倒引当金をオフバランス処理せず計上し続けている会計処理は、少なくとも債権放棄を理由とする修正の必要は無いものと判断される。

第三部 原因

1 総論

本件不正行為等は、前不正行為等にかかる第三者調査委員会調査報告書の原因の分析においても指摘されていたように、当時の現・前代表取締役ら取締役、元監査役、そして一部従業員によって、組織的に行われたものであり、いわば前不正行為等の轍を踏む形で、またもや資金の不正流出が引き起こされたという特徴を有する。

2 A元社長の個人的資質と資金需要等

(1) A元社長の個人的資質

具体的には、前不正行為等に関する第三者調査委員会調査報告書でも指摘された、A元社長の加担者にとってはカリスマ的ともいえる、いわゆるワンマン体質（他の加担した役員は実質的にはA元社長に逆らうことのない忠実な部下であり、D元監査役は実質A元社長の忠実な「金庫番」的な役割を担っていた。）によるA元社長のトップダウンによる経営が、本件調査対象期間初期から平成24年1月30日開催の定時株主総会までは、従前と同じく継続していた。また、A元社長からB元社長に代表取締役社長が交替して以降も、結果的には、A元社長が当社本社社屋に本社社員として勤務しなくなった平成25年12月までは、B元社長がA元社長の意向を受入れる形で、同様の資金の不正流出が繰り返されることになった。

(2) A元社長の資金需要等

こうしたA元社長の個人的資質に加えて、第二部の「2 本件不正行為等に共通する背景事実」で述べたとおり、固定的な支出だけで年間約 6,000 万円もの多額の資金が必要なA元社長は、自身が役員を退任した後も出社を続ける傍ら、従業員として残存させていたD元監査役、C元取締役にも協力させ、さらには後任のB元社長をも自己の意に従わせることで、一定時期までは在任時の役員報酬額と同額の給与を支払わせたほかに、A元社長の資金需要等を満たすために、資金の不正流出を継続させてきたのである。

(3) 資金の不正流出に加担者が敢えて加担した際の「考え」

B元社長及びG副統轄は、当委員会の聴取に際して、共に、A元社長個人を守るというのではなく、同人及びN社が保有する当社の株式について同人が処分を余儀なくされることを防ぎたかった、そのためには、A元社長の資金需要等、とりわけ当社株式が担保に供されているU社等への弁済その他の支払等を滞らせるわけにいなかったと述べている。

また、E前社長及びF前取締役も、新たに開設した役員報酬振込口座から現実に自分らに送金される分を除いた分については、B元社長からその用途を具体的に聞いていたわけではなかったものの、いわゆるホワイトナイトとつなぐための資金、あるいは自社株として株式を取得するための資金としてプールされているものと思っていたと述べている。

もちろん、こうした言い分が本件不正行為等の正当化理由になるものではないが、第1にA元社長の個人的資質、第2に同人の資金需要等に加えて、第3に加担者の上記「考え」が相俟って、本件不正行為等の実行に及んだと認められる。

3 監督・内部監査機能について

(1) 取締役会における社外取締役や監査役による監視・監督という意味では、平成24年1月30日開催の定時株主総会においては、新たに社外取締役や社外監査役も選任され、基本的には毎月開催される取締役会においてそれぞれ必要と思われる意見を述べるようになった。

しかしながら、第二部の3(1)①～⑧記載の資金の不正流出行為等については、不正発見に結びつく事実が、全て事情を知っている不正に関与した者によって、それ以外の役員等に漏れないように隠蔽されていた。たとえば、①第二部の3(1)①②記載のB元社長、E前社長、F前取締役の役員報酬額承認にあつては、既に述べたとおり、肝心な事実が開示されないまま、承認が求められる(B元社長の役員報酬額の決定は支給が開始された後の取締役会において、反対意見もあったが多数決で決定された。)、②第二部の3(1)④記載の賞与の上乗せ支給については賞与全体の額などは取締役会で開示されるものの、各人の賞与額は開示されない、③第二部の3(1)④イのa及びb記載の平成24年9月のB元社長への900万円の仮払いの件については、

そもそも当該時期に取締役会に付議されない、等である。

なお、直接に本件不正行為等を形成することではないが、上場維持のために、証券会社等しかるべき主幹事会社を選定・委託する件についても、監査役らの提言を受けて、AK元社外取締役の要請により招集開催された平成24年12月5日の取締役会で選定・委託することが決議されたにもかかわらず（ちなみに、この議案に賛成したのは出席取締役3名のうちAK元社外取締役及びAL元社外取締役の2名で、B元社長は反対した。）、これがAM社への委託により実行されたのは、翌平成25年の12月、すなわちQ社に対する当社株式の第三者割当の水面下交渉が現実化、換言すれば上場維持のためにはA元社長との「訣別」も辞さないというB元社長・E前社長らが共に考えて行動するようになってからだった。

- (2) 監視・監督機関である監査役会においては、定時取締役会の前後及びそれ以外にも随時監査役会を開催して、当社の問題点や是正事項の洗い出し作業や取締役に向けた提言等に腐心してきた。具体的には、A元社長の出社や同人に対する従前の役員報酬額と同額の給与支払い、印鑑や法人カードの取扱、D元監査役・C元取締役の雇用の継続等々、監査役会が問題であると判断した事項について、繰り返し意見書を提出するなどし、また平成24年12月13日開催の取締役会では、取締役全員で問題を共有して是正措置が採られることを期待して、監査役意見書の指摘事項について協議する場を設けてもらうなどして是正等を求めてきた。

また、光通信による株主の提訴請求をきっかけとして、監査役はしかるべき調査の上、平成24年10月31日、既に述べたように、A元社長及びC元取締役を被告として課徴金相当額の損害賠償請求訴訟を提起した（また、同日、D元監査役に対しても、前不正行為等により当社に生じた損害について、取締役から損害賠償請求訴訟が提起された。）。

しかし、なかなかその余の是正措置はとられず、問題の先送りがなされてきた。

- (3) 平成25年12月に、特設注意市場銘柄指定解除に向けて、AM社のコンサルティングにより、内部通報制度の社内徹底、経理事務手続のチェック体制の強化、フローの適正化なども図られたほか、特に内部監査室の強化が試みられ、その具体的な実現は平成26年1月以降に相次いでなされた規程の新設並びに平成26年2月以降の人員の増強及び外部有識者を顧問として招聘する形により実施された。

以後、それまで主として移動体通信事業の店舗の監査に注力していた内部監査室は、その注力すべき対象を変更し、過去に生じた不正防止に向けた改善策の実施状況にかかる監査に注力してきた。その結果、たとえば、当委員会による本件不正行為等の調査に先立ち、以下の①～③について指摘がなされ、その自浄作用により当該指摘以後の不正の発生を阻止するに至っている。

- ① A元社長が、従業員としての身分も喪失した平成24年8月以降の同人にかかる社会保険料（本人・雇主双方分）の負担の件

- ② D元監査役が他の従業員の名前で申請した小口現金による経費精算の一部の件
- ③ B元社長が自己の名義で申請した実際はA元社長の使用にかかる、小口現金による経費精算の一部の件

しかしながら、上記のように内部管理体制が強化される以前においては、たとえば前記第二部の3(1)④イのa及びb記載の平成24年9月のB元社長への900万円の仮払出金にあっては、出金についての伝票等に社長承認印が押されていれば、当該出金に必要な承認手続を経ていると出金をするといった経理の運用も、資金の不正流出に一役買うこととなった。

第四部 責任

1 A元社長の責任

- (1) 本件不正行為等は、とりわけ第二部の3(1)①～⑧記載の資金の不正流出は、そのすべてが第二部の2の「本件不正行為等に共通する背景事実」で指摘したように、A元社長の資金需要等に応じるためになされたものであり、かつ、それをA元社長も認識・認容していたものであって、しかも、その違法性は、あるものは業務上横領罪、あるいは特別背任罪といった刑事罰の規定に該当し(第二部の3(1)③記載のC元取締役・G副統轄に対する厚生貸付名下の資金の不正流出行為)、あるものは会社法第970条第2項の利益供与罪に該当する行為(第二部の3(1)①②並びに④ないし⑧記載の資金の不正流出行為)であって、極めて違法性の強いものである。

しかも、本件不正行為等は、前不正行為等が発覚して、第三者調査委員会の調査が大詰めを迎えた時期に始まり、同委員会の調査報告書が公表されてもなお継続されたものであって、大胆であり、確信的で、かつ、悪質極まりない。

さらに、A元社長は当委員会からの事情聴取の呼びかけも全く無視するなど、不誠実な対応をとっている。

- (2) A元社長に対しては、既に前不正行為等による当社のA元社長らに対する請求債権について訴訟が提起されているが、本件不正行為等によって当社に生じたままの損害についても民事上の損害賠償請求をすることはもとより、上記刑事罰に該当する行為について、対象行為についてはさらに検討の上、告発すべきである。

ちなみに、A元社長は、平成26年5月の光通信による当社株式のTOBに際し、自身及び自身の支配会社であるN社保有の当社株式を全部売却して、総計約9億円もの売却代金を手中にしており、U社等の債務の返済にあてたと思われる額や所定の税金等を控除したとしても、なお相当の資金を保有しているとみられることから、当社の前不正行為等に基づくA元社長に対する債権も含めて、鋭意、回収を図るべきであり、そのためには、上記刑事告発と併せて、債権者破産の申立て、その他しかるべき措置

も検討されるべきである。

2 B元社長の責任

- (1) 本件不正行為等のうち、第二部の3(1)③記載のC元取締役・G副統轄に対する厚生貸付名下の資金の不正流出行為については、自身が当社の役員に再就任する前になされたものであり、直接の関与は認められない。

しかし、上記厚生貸付の分割返済が始まる平成24年10月頃には、上記不正流出行為があったことを知るに至りながら、本件不正行為等の発覚に至るまで、なんら取締役会等においてその事実に関する情報を提供することなく、違法状態が継続されるままにしたのであり、なお、非難には値すると言わなければならない。

- (2) 次に、第二部の3(1)③記載以外の第二部の3(1)記載の本件不正行為等についても、第二部の3(1)⑤記載のD元監査役が他者の氏名を利用してA元社長の使用分について小口の経費精算をしていた件については、D元監査役による上記申請の実態について、B元社長の具体的な認識・認容があったことまでは必ずしも認定できないものの(但し、最終決裁権者として出金について承認印を押印しており、そうした意味での責任は免れない)、その余の資金の不正流出(第二部の3(1)①②④⑥～⑧)のことごとくについて、当社の最高意思決定権者として、A元社長の資金需要等に応じるためと知りつつ、基本的にはむしろそれをよしとして、違法な資金の不正流出に積極的に関与したものである。

そもそも、B元社長は、前不正行為等によって退任したA元社長の後任として、いわば負の遺産を取り除いて、会社の建て直しに邁進することを期待されて役員に就任したのである。前不正行為等の詳細についても、上記負の遺産を取り除いて当社の立て直しをすべきとの任務についても、B元社長自身、十分に認識した上で役員に就任したのである(B元社長は他の役員らに対し、「自分は火中の栗を拾う役割だ」ということを繰り返し述べてきた)。それにもかかわらず、上記のとおり、本件不正行為等の全般に積極的に関与したものであり、上記期待や任務に反したその責任は極めて重い。

しかも、E前社長及びF前取締役の役員報酬分の相当額の利益供与については、兩人をも不正行為に巻き込んだ点、前不正行為等に続いて本件不正行為等についても、出金された後の出金の管理まで含めてD元監査役をも不正行為に加担させ続けた点においても、強く非難に値するものである。

- (3) これらB元社長が関与した本件不正行為等については、当社に生じたままの損害について、A元社長と連帯して賠償の責めに任じるべきであり、刑事上においても、少なくとも自己の役員報酬分やE前社長・F前取締役の役員報酬分から相当額をA元社長に流出した利益供与については、会社法第970条第1項の利益供与罪での告発が検討されるべきであると考えられる。

こうしたA元社長及びB元社長の刑事告発に際しては、以下に述べる他の責任ある関与者についても、個別には言及しないものの、告発の要否、告発を要するとした場合には、どの行為について誰を告発するかについて、検討されるべきである。

- (4) 第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、おそくとも平成25年1月の時点において、下記の①～④の事情が認められることから、B元社長は責任を免れないと考える。
- ① 従前会計監査を担当していた監査法人ANから設定すべき登録質がなされていないこと等により引当金の額及び計上時期が問題となることの指摘が繰り返しなされていたこと。
 - ② 監査役会からも平成24年11月19日付の意見書及び同年12月日付の監査報告書において、登録質の設定がなされていないことの問題点が指摘されていたこと
 - ③ 第二部の3(2)イfで述べたように、A元社長には最早当社に対する担保設定の意思がないことを十分に認識していたこと。
 - ④ A元社長の資金需要等を認識しており、本件不正行為等により上記資金需要等に対応するなどA元社長の信用状態がよくないことを認識していたこと。
- (5) 他に、直接に今般の調査の対象とはなっていないが、当社に担保提供されるべきN社保有の当社株式について、とられるべき登録質の手続がとられないのみならず、その一部が既に処分されていたことから、平成26年3月25日に、当社はN社に対して、当社の株式の処分等を禁じる処分禁止の仮処分を得た（仮処分の申請の必要性については監査役らが、再三、B元社長やE前社長に説明して説得を重ね、B元社長もやっと仮処分の申請を決意したといった経緯があった。）。この仮処分により、第三債務者の陳述内容等からも、当社のA元社長に対する債務については相当額の保全措置をとることができたのであった。それにもかかわらず、B元社長は、上記仮処分について、同年4月11日の臨時取締役会において、その取下げを提案して決議し（出席取締役3名のうち、B元社長及び菅原榮前社外取締役の賛成、E前社長の反対）、上記取下げを差止める旨の監査役への請求も無視して、B元社長自らの名義の取下書を裁判所に提出して取下げた。この取下げ行為により、せっかく相当額の保全措置ができたものを、みすみす保全措置を自らないものとして、後の光通信への売却による売却代金の取得を無条件で許すことになった。この仮処分取下げにより、本来回収できたのに回収できなくなった相当額については、B元社長には当社に対し損害賠償責任の問題が生じることについて、当委員会において把握した事実であることから付言するものである。

3 E前社長・F前取締役の責任

- (1) E前社長及びF前取締役は、第二部の3(1)記載の資金の不正流出行為のうち、③記載のC元取締役・G副統轄に対する厚生貸付名下の資金の不正流出行為については、自身が当社の役員に就任する前になされたものであり、当時従業員として事情を

知って関与したといったことも認められず、責任は生じない。

また、同人らが役員に就任した平成 25 年 1 月の時点では、すでに上記貸付金の分割返済が始まっており、あるいは、B 元社長と同様、役員就任後本件不正行為等が発覚するまでの間に事情を知って、特に事情を知らない他の取締役や監査役らに知らせることなく、違法状態を継続したままにした可能性を疑えないでもないが、それを認定するに足りるだけの情報・資料等は得られなかった。

- (2) また、第二部の 3 (1) ②記載の B 元社長の役員報酬の相当部分の利益供与、④記載の偽装賞与出金による利益供与、⑤及び⑥記載の経費の小口精算による利益供与、⑦及び⑧記載の C 元取締役による弁護士費用等の利益供与についても、両人が直接に関与したものではない。上記④の偽装賞与の出金においては、E 前社長及び F 前取締役の賞与名下でも出金されているが、本件不正行為等が発覚するまで、両人はそうした自己名義での偽装賞与の出金を知らなかったと認められることは、既に前記④記載の事実認定経過等で述べたとおりである。

但し、上記⑧記載の C 元取締役による弁護士費用等の利益供与については、E 前社長は少なくとも途中からは、本来当社で負担すべきでない弁護士費用等にあてるための出金であることは了解したのであり、そうした違法をそのままにしたことの責任は免れ難い。

- (3) E 前社長及び F 前取締役の関与による責任が問われて然るべきは、第二部の 3 (1) ①記載の自己の役員報酬分の相当部分の利益供与についてである。

上記利益供与に関して認定した事実経過等は第二部の 3 (1) ①のイに記載しておりであって、かかる事実経過等に照らせば、両人が当委員会の聴取に際して述べた、直接には A 元社長の資金需要等にあてられるための利益供与であることは知らなかった、A 元社長の前不正行為等の事実については、役員就任時には、なにか不祥事があった一時役員から身を退いているが、それほどのこととは思わないといった程度の認識であり、第三者調査委員会の調査報告書も読んでいなかった、前不正行為等の詳細については役員就任後に追々認識するようになった、年額 3,000 万円の役員報酬額も相場から外れた額とは思わなかった旨の供述が、仮に事実そのとおりであったとしても、それはそれで、上場企業の常勤取締役に就任する者としては、あまりに軽率な認識判断であったとの誹りを、上記供述の全てについて、免れない。

先にも指摘したことではあるが、両人の役員報酬を取締役会において決定するよりも前の時点から、両人の役員報酬の 2/3 にも相当する部分が実態としては両人を經由しないままに、毎月毎月、他人の管理下に置かれることの限度では両人もそれを了解していたこと、それらの事情が開示されないまま取締役会において報酬決定の承認が求められたこと、そうした「預けられた」お金がいつ、いくらが自己名義の前記口座から出金されたのかについてすら、本件不正行為等が発覚して取引明細表を取り寄せるまでは知らなかったことといった事実は、役員報酬の上記 2/3 については、むしろ

両人とも役員報酬としての性質・実態を有していないことを知っていたことを窺わせるものである。

いずれ、両人が、通常常勤取締役として要求されるべき注意深さをもって対応していれば、A元社長への役員報酬としての出金による利益供与を防げたという意味において、両人とも、上記利益供与によって生じた当社の損害についての責任はあるというべきである。

- (4) これらE前社長及びF前取締役が関与した利益供与に関する責任については、当社に生じたままの損害について、法律上は、A元社長やB元社長と連帯して賠償の責めを負うことになると思われるが、関与が故意ではなく過失によるものであること、両人とも利得しているわけではないこと、既に役員を辞任しており、本件不正行為等の調査に全面的に協力していること、その他諸般の事情を総合考慮の上、具体的な責任の問われ方について、決められるべきである。
- (5) E前社長及びF前取締役の第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、両人とも役員に就任したのは平成25年1月12日であって、第四部の2(4)記載の①ないし④の事情を当然に知っていたともいえないことから、責任があるとは言えないと考える。

4 D元監査役の責任

- (1) D元監査役は、既に述べたように、平成24年1月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって役員を辞任した後も、平成26年8月下旬まで当社本社に出勤し続け、総務・経理等の事務に携わっており、A元社長への利益供与になることを認識の上、資金の不正流出に関与し、不正流出後の金員についてはA元社長の資金需要等のための管理を担った。まさに、前不正行為等において果たしたA元社長の「金庫番」としての役割を本件不正行為等についても果たしたのであり、その責任は重大である。

また、上記退社に際しては、自己が使用していた当社のPCを持ち出し、返還を求められても容易に応じず、やっと返還に応じたときには、PC内のデータを回復できないように、業者に頼んで消去した上で返還するなど、本件不正行為等の証拠の隠滅行為と思われることを行っており、悪質である。さらに、当委員会のヒアリングの協力要請にも結局のところ、応じていない。

自己の利益を図ったのではなく、何十年も仕えたA元社長のために行ったもので、何ら見返りが無いのだとしても、責任は決して軽減されるものではない。

- (2) 上記に述べた責任の重さからは、法律上は、自己が関与した本件不正行為等によって流出して未だ回復していない当社の損害全額について、A元社長と連帯して(殆どはB元社長とも連帯の上)、賠償すべき立場にあるものとする。

具体的な請求をどのような方法で行うかについては、既に、当社が前不正行為等による損害賠償請求訴訟を提起していることやD元監査役の資力等、その他の責任の追

及等を総合考慮の上、決すべきである。

- (3) D元監査役の第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、計上時期が問題になる時期においては、もはや上記引当金の計上時期について判断や責任が求められる地位になかったのであるから、前記第四部の2(4)記載の①ないし④の事情の認識如何に関わらず、責任を負うものではないと判断する。

5 C元取締役の責任

- (1) C元取締役も、既に述べたように、平成24年1月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社の役員を退任した後も、平成26年6月13日まで、当社連結子会社であるIJTなどの従業員として、当社本社屋及びコールセンターに出勤しており、第二部の3(1)③⑦⑧各記載の判断に至る認定事実経過等において詳述したとおり、資金の不正流出について、A元社長への利益供与になることを認識の上、いわば実行行為を担う形で、それぞれ関与した。前不正行為等の一部にも積極的に関与したことに引き続き、本件不正行為等の一部についても資金の不正流出に関与したものであり、自己が直接の利益を受けたわけではないと思われるものの、その責任は決して軽いものではない。
- (2) 上記責任からは、自己が関与したA元社長への利益供与行為について、未だ回復していない当社の損害全額について、A元社長と連帯して(一部はB元社長とも連帯の上)、法律上は、賠償すべき立場にあるものとする。

具体的な請求をどのような方法で行うかについては、既に、当社が前不正行為等に起因する課徴金の一部相当額の損害賠償請求訴訟を提起していることやC元取締役の資力等(上記訴訟上、資産・資力状況を示す情報についての開示がなされていた。)を総合考慮の上、決すべきである。

- (3) C元取締役の第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、計上時期が問題になる時期においては、もはや上記引当金の計上時期について判断や責任が求められる地位になかったのであるから、前記第四部の2(4)記載の①ないし④の事情の認識如何に関わらず、責任を負うものではないと判断する。

6 G副統轄の責任

- (1) G副統轄は、本件の調査対象期間に則して言えば、平成23年10月当時は、当社の管理統括部副部長で、その後、社長室室長、内部監査室室長、業務管理・経営企画部部長、業務経理部部長を歴任し、平成26年11月からは業務経理部副統轄の役職にある。

また、前不正行為等について第三者調査委員会の調査が大詰めを迎えていた平成23

年10月の時期は、当社の職員として上記調査に協力する立場にあり、前不正行為等の具体的詳細についても認識していた。

さらに、D元監査役が平成24年1月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任してからは、同人からA元社長の資金需要等の具体的内容を聞いて、第二部の2(2)記載の内容に沿ったメモを作成してB元社長に情報提供するなど、A元社長の資金需要等について知る当社の幹部職員であった。他方、B元社長が就任して以降の当社の取締役会に立ち会うなど、当社の経営情報にも触れることのできる立場にあった。

ちなみに、G副統轄も、当委員会の聴取の際には、平成23年10月当時は、代表取締役就任時から平成25年12月頃までのB元社長と同様、A元社長及びN社が保有する当社の株式が処分・譲渡されないようにするためには、A元社長の資金需要等に応じることもやむを得ないと考えていた旨、述べている。

- (2) その上で、第二部の3(1)③記載の厚生貸付を装った資金流出、④記載の賞与の偽装による資金流出のうち少なくともG副統轄に対する分については、それぞれの判断に至る認定事実経過等に詳述したように、G副統轄は、A元社長への利益供与になることを認識した上で、積極的に関与しており、責任は免れない。

また、A元社長の資金需要等に明るく、D元監査役との接触等から、第二部の3(1)①②記載の役員報酬の相当部分についてA元社長へ利益供与されていたことその他の本件の資金不正流出についても、自ら積極的に資金の不正流出に関与したわけではないものの、薄々はわかっていたといった事情が認められる。

- (3) 上記責任や事情からは、全面的に当委員会の調査に協力しており、また、第二部の3(1)③記載の厚生貸付を装った資金流出のうち、自己名義の厚生貸付については平成24年10月の分割弁済時期の到来以来、給与天引により、毎月分割弁済金の限度で、実質内金弁償が継続されているとは言っても、法律上は、第二部の3(1)③記載の厚生貸付を装った資金流出及び④記載の賞与の偽装による資金流出のうち少なくともG副統轄に対する分については、未だ当社への填補がなされていない分について、A元社長と連帯して(一部はB元社長とも連帯して)、賠償すべき立場にあるものと考えられる。

具体的な請求をどのような方法で行うかについては、G副統轄の資力、上記内金弁償が継続されている状況や今後の進退等を総合考慮の上、決すべきである。

- (4) 第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、G副統轄は、なるほど財務についても明るく、取締役会にも立ち会っており、また前記第四部の2(4)記載の①ないし④の事情についてもB元社長と同程度知っていたといった事情は認められるものの、結局のところ、役員ではないG副統轄は、上記引当金の計上時期について判断や責任が求められる地位にはなかったことから、責任を問うことはできないものと判断する。

7 その他の本件の調査対象期間に在任していた取締役・退任監査役の責任

(1) 第二部の3(1)①～⑧の資金の不正流出については、第三部の3(1)で指摘したように、おしなべて不正発見に結びつく事実が事情を知っている不正に関与した者によって、それ以外の役員等に漏れないように隠蔽されていたことから、たまたま本件不正行為等に結びつく事由を知るに至ったといった事情がない限りは、通常要求される注意義務を尽くすのみでは、本件不正行為等を認識することはできず、本件の調査対象期間に在任していた、既に言及した以外の取締役の責任を問うことはできないと考える。

(2) 第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、取締役にあっては具体的職責等から直接に財務を担当していたわけではなく、また、前記第四部の2(4)記載の①～④の事情についても十分に認識していたとは言えず(とりわけ③及び④の事情については知らなかったと判断される。)ことから、責任を問うことはできないものと判断する。

また、退任監査役については、前記第四部の2(4)②で述べたように、むしろ当時の監査役会としては登録質の設定がなされていないことの問題点を指摘し、また前記第四部の2(4)③及び④については知らなかったことから、責任はないものと考ええる。

8 監査法人の責任

(1) 第二部の3(1)記載の資金の不正流出については、第三部の3(1)でも指摘したように、第二部の3(1)①～⑧各記載の資金の不正流出については、おしなべて不正発見に結びつく事実が事情を知っている不正に関与した者によって、それ以外の役員等に漏れないように隠蔽されており、監査法人がそれ相応の注意義務を果たしたとしても防げたものとは言えないから、監査法人の責任を問うことはできないと考える。

(2) 第二部の3(2)記載のA元社長に対する貸付金のいわゆる貸倒引当金の計上時期を誤ったことに関する責任の有無については、前記第四部の2(4)記載の①～④の事情のうち③及び④の事情は知らなかったと認められ、またこの時点においては前記第二部の3(2)②アb記載の代用有価証券としての担保提供の事実も知らなかったことから、責任を問うことはできないものと判断する。

9 その他

本件調査の対象期間には、現任の監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)も在任していることから、本件不正行為等についての責任の有無が問題となり得るが、3名とも本件調査に積極的に関与(社外監査役2名については、1名が当委員会の調査委

員長であり、1名が調査委員である。また常勤監査役は当委員会の調査の補助者である。) していることから、当委員会の調査においては、その責任の有無に言及することを控えることとした。

第五部 再発防止策

1 原因の除去

当委員会は、第三部の原因において、本件不正行為等の原因を分析した際に、「第1にA元社長の個人的資質、第2に同人の資金需要等に加えて、第3に加担者の上記『考え』が相俟って、本件不正行為等の実行に及んだと認められる。」と述べた(第三部の2(3)最後の段落)。

しかしながら、A元社長は、当社の株式については、N社保有株式も含めて、すべてを光通信に売却して、今や当社の株主ですらなくなっている。もはやA元社長の資金需要等を今後の不正行為等再発の懸念材料とするには及ばない。

また、加担者についても、B元社長、D元監査役、C元取締役は既に当社からはいなくなっている。

E前社長もF前取締役も役員を辞任し、もっぱら本件不正行為等の真相究明に協力する立場において、一従業員として当社に在籍している。

いわば、既に本件不正行為等の原因となった事由は基本的には除去されている状況にある。

2 提言

- (1) その上で、さらに再発防止策について言及するならば、今後行うべきこととしては、まずもって、責任追及(民事・刑事の責任追及や進退についての処分等を含む。)をきちんと行うということが、当社としての不祥事にしっかりと区切りをつけ、今後当社の運営を担っていく役職員の遵法意識を高め、当社のコーポレートガバナンス体制を確立して行く上でも、重要なことである。

当委員会の調査は第一部の7の末尾でも述べたとおり、極めて限定的な時間のなかで行われたものであって、遺憾ながら、原因や責任の所在等の分析については、十分に掘り下げたとまでは言えない。

それゆえ、原因や責任については、当委員会が第三部や第四部で記載したことを参考にとどめつつ、さらに意を尽くすことを前提に、然るべき責任追及をきちんと行っていただきたいと考える。

- (2) 次に、当社は前不正行為等に関する第三者調査委員会の提言等を踏まえ、社外取締役や弁護士・公認会計士といった専門職による社外監査役を意識的に役員に登用する

ようになったが、引き続き、こうした役員登用は継続されるべきである。

ちなみに、社外取締役は現在、光通信から派遣されているが、光通信はT O Bにより、今や当社の株式の実に80%近くを保有する親会社であり、そこから派遣される当社の取締役は、社外取締役登用の趣旨には沿わないものとなっている。名実ともに社外と呼べる取締役、しかも取締役の取締役会における議決権の重要性に鑑みると、社外取締役のうち少なくとも1名は、弁護士・公認会計士といった専門職による取締役の登用を行うのが望ましいと考える。

- (3) その他、第三部の3(3)でも述べたように、当社では、平成24年1月30日開催の定時株主総会以降、内部監査室の機能強化や内部通報制度の社内徹底、経理事務手続のチェック体制の強化、フローの適正化なども図られてきた。さらには、監査役・内部監査室・監査法人との連携協議の場も設けられており、制度的な体制構築はそれなりにできあがってきた。

こうした制度整備により、不十分ながらも、同じく第三部の3(3)で記載したようなチェック事例もあがるようになってきた。

ただ、他方において、これも第三部の3(3)で指摘したように、出金についての伝票等に社長承認印が押されていれば、必要な承認手続がとられていなくとも出金をするといった経理の運用も見られたところである。いくら制度を整備しても、それを運用するのは人であり、担当者それぞれが法令遵守の意識向上に努めることができるような職場環境の整備がなされることが必要である。ここ1年当社においては役員向けのコンプライアンス研修を繰り返したが、たとえば、管理部門職員一般に対するコンプライアンス研修の定期開催等、必要かつ有効と思われる措置を、適宜、とっていただきたい。

以上